
第4編 資料編

1 防災組織に関する資料

1-1 美郷町防災会議条例 (平成16年10月1日)
条例 第18号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、美郷町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 美郷町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 美郷町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (4) 町長の諮問に応じて本町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (5) 前号の重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 島根県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 島根県警察の職員のうちから町長が指名する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定地方公共機関又は指定公共機関の役職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験の有る者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、40人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、島根県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験の有る者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 美郷町防災会議運営要綱 (平成16年10月1日)
(訓令第14号)

平成16年10月1日

訓令第14号

改正 平成19年3月28日訓令第2号

(目的)

第1条 この訓令は、美郷町防災会議条例（平成16年美郷町条例第18号）第5条の規定に基づき、美郷町防災会議（以下「会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長代理)

第2条 会長に事故があるときは、副町長がその職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4条 会議は、毎年度当初に行う。ただし、災害の発生その他の事由により、会議の必要が生じたときは、その都度行うものとする。

2 委員は、会議の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

第5条 前2条の規定にかかわらず、特に緊急を要する事態が発生し、委員会を開く時間的余裕がないときは、会長が適宜の方法により関係のある委員と協議して決定することができる。

2 会長は、前項による決定をしたときは、次の会議にその旨を報告するものとする。

(専決処分)

第6条 会長は、会議で処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (4) 美郷町災害対策本部の設置についての意見に関すること。

- 2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。
(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第2号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

1-3 美郷町災害対策本部条例 (平成16年10月1日 条例第17号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、美郷町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌握する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

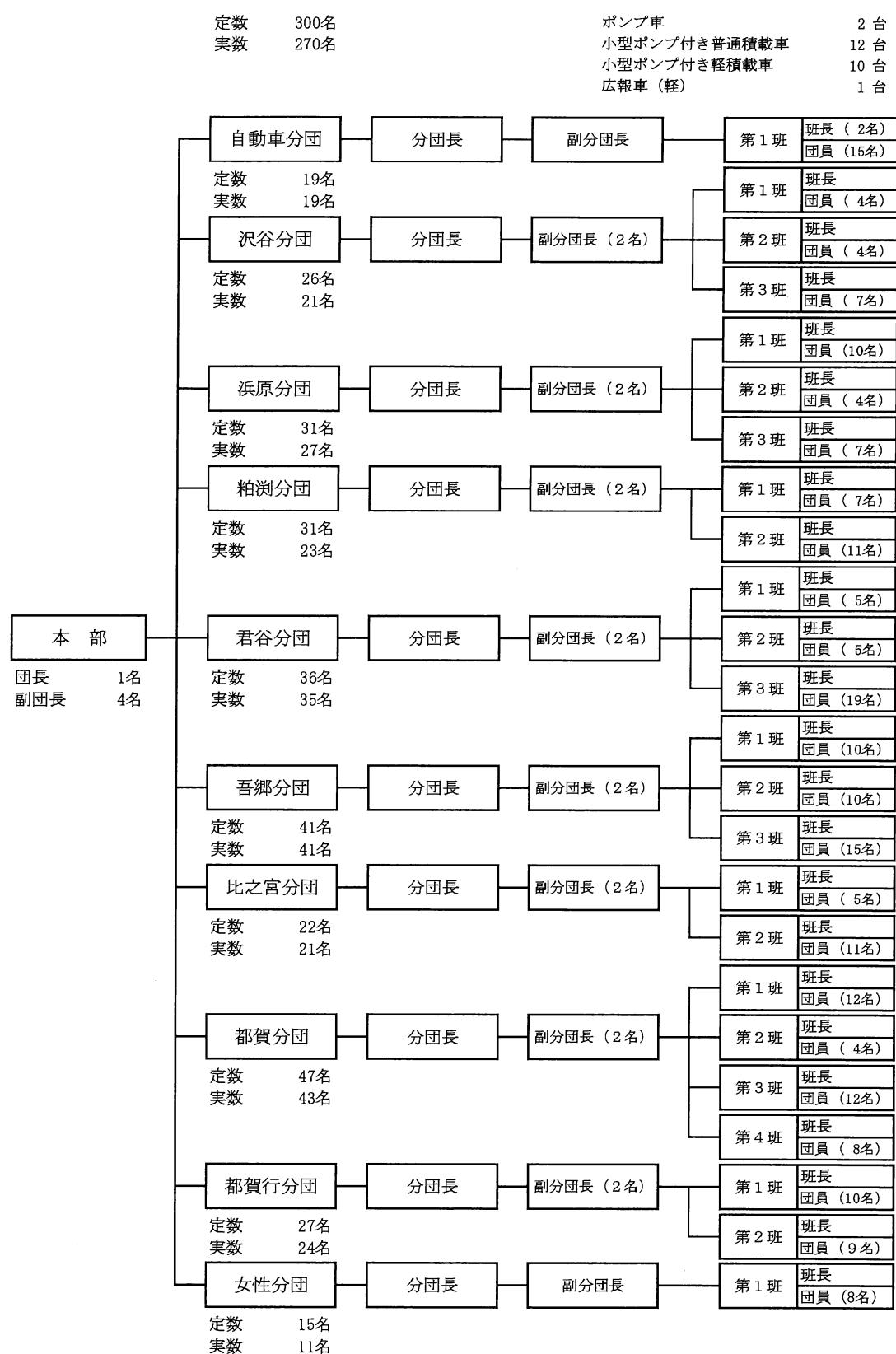
附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

④ 1-4 美郷町消防団体制図

1-4 美郷町消防団体制図

(平成31年4月1日現在)



1-5 自主防災組織

美郷町婦人防火クラブ結成状況

名 称	会 員 数	結 成 年 月 日
君谷地区婦人防火クラブ	60	昭和63年5月1日
吾郷地区婦人防火クラブ	90	昭和63年5月1日
粕渕地区婦人防火クラブ	57	昭和63年5月1日
比之宮地区婦人防火クラブ	47	昭和39年4月10日
都賀地区婦人防火クラブ	130	昭和39年4月10日

幼年消防クラブ結成状況

名 称	会員数	結 成 年 月 日
おおち保育園幼年消防クラブ	122	平成23年5月1日
都賀保育幼年消防クラブ	47	平成2年4月1日

1-6 日本赤十字社防災ボランティア

組 織	名 称	所 在 地	電 話 番 号
事 務 局	美郷町社会福祉協議会	美郷町粕渕 195-1	0855-75-1345

1-7 防災拠点施設

番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	美郷町防災センター	美郷町久保22-3	0855-75-0033
2	みさと館	美郷町粕渕168	0855-75-1211
3	大和事務所	美郷町都賀本郷163	0855-82-3121

2 応援に関する資料

2-1 災害時の相互応援に関する協定書

島根県（以下「県」という。）及び島根県内の市町村は、島根県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次とおり協定を締結した。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き等）

第2条 応援を受けようとする被災市町村は、次の各号に定める事項を明らかにして、第4条に定める連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次の各号に定める事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号、第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村以外の市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認めるときは、前項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。

この場合、前項の要請があったものとみなす。

3 他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。

4 県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

④ 2-1 災害時の相互応援に関する協定書

(応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

2 応援を受けた被災市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがない旨を要請した場合には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、島根県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書60通を作成し、各自が記名・押印して、各1通を所持する。

平成8年2月1日

2-2 島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、大規模火災及び特殊災害等の予防・鎮圧のため、県下市町村及び消防にかかる一部事務組合（以下「消防機関」という。）相互の協力体制を確立し、もって災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(当事者及び区域)

第2条 この協定にかかる当事者とは、前条に規定する消防機関全部とし、区域はこれらの消防機関が管轄する全ての地域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、大規模火災及び特殊災害等（救急業務を除く）で応援活動を必要とするものをいう。

(応援の要請)

第4条 応援の要請は、災害発生地を管轄する消防機関の長が、電話その他の方法により次の事項を明らかにして相手方消防機関の長に対し行ない、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- 1 災害の状況
- 2 応援を要する人員、車両、機械器具及び薬剤等の数量
- 3 応援隊の集合場所及び日時
- 4 その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 消防機関の長は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、自らの業務遂行上支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、応援を受ける消防機関の現場における最高指揮者（消防庁又は消防団長）が応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(費用の負担)

第7条 応援に関する費用は、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

- 1 応援に要する経費のうち人件費及び燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。ただし、特別の事情があるときは、関係消防機関が協議のうえ決定するものとする。
- 2 消火薬剤等現場において使用する消費的資機材に要する経費は、応援を受ける側の負担とする。

④ 2-2 島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定書

3 応援が長時間にわたり、食糧の支給及び燃料の補給等を必要とするときは、これに要する経費は応援を受ける側の負担とする。

4 前各号以外の経費については、関係消防機関がその都度協議のうえ決定するものとする。
(疑義の解決)

第8条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度関係消防機関において協議し、解決するものとする。

(協定書の保管)

第9条 この協定を証するため、協定書67通を作成し、当事者が記名捺印のうえそれぞれ1通を保管するものとする。

附 則

1 この協定は、昭和52年4月1日から適用する。

2 この協定の適用と同時に、島根県下市町村で締結した「島根県広域消防組合相互応援協定」は廃止する。

昭和52年4月1日

2-3 ライフライン等に関する協定書

<美郷町建設業協会>

風水害・地震災害・その他の災害応急対策業務に関する協定書

美郷町長（以下「甲」という。）と美郷町建設業協会（以下「乙」という。）は、風水害・地震災害等による大規模災害、及びその他災害（以下「災害」という。）が発生する恐れがある場合、及び災害が発生した場合、町民の安全を確保する観点から、町内の実情に即応した災害応急対策業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する道路、河川、町営住宅等の公共施設（以下「公共施設」という。）の機能確保及び回復のため、乙の協力を得て、公共施設のパトロール、障害物の除去及び通行規制措置、応急工事（以下「応急対策業務」という。）を円滑に実施することにより住民の安全を確保することを目的とする。

（応急対策業務実施者）

第2条 乙は、応急対策業務を円滑に実施するため、甲と協議の上、美郷町建設業協会に加入する建設業者（以下「施工業者」という。）の担当区間又は地域をあらかじめ定めるものとする。ただし、災害の状況その他の理由によりやむおえない事情が発生したときは、担当区間又は地域を変更することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により、担当区間又は地域を決定若しくは変更したときは、「別紙様式1」により甲に提出するものとする。

3 乙は、毎年度、災害時に対応可能な建設資機材等の数量を取りまとめ、「別紙様式2」により甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に定める基準により応急業務を実施する必要があると認めた場合は、施工業者に「別紙様式3」により出動を要請するものとする。

[要請基準]

ア 24時間雨量80mm以上、又は時間雨量20mm以上の降雨があった場合

イ 震度4以上の地震が発生した場合

ウ その他甲が特に必要と認めた場合（局地豪雨、豪雪等）

2 施工業者は、災害により電話等が途絶し甲との連絡が不能なとき又は突発的な災害が発生し緊急な対応が必要なときは、前項による甲の要請がない場合であっても、前項に定める基準により判断し、応急対策業務を行うものとする。

（活動）

第4条 施工业者は、パトロール実施の結果、応急対策の必要が認められたときは、その状況を甲に連絡し、甲の指示により必要な対策を講ずるものとする。

2 施工业者は、甲の指示がない場合であっても、緊急に応急対策の必要があると認めたときは、

自主的に必要最小限の対策を講ずるものとする。

(報 告)

第5条 パトロールを実施した施工業者は、被害状況等を速やかに甲に連絡するものとする。

2 施工業者は、応急対策業務を実施したときは、「別紙様式4」により、活動状況を甲に報告するものとする。

3 甲は、前項による報告を受けたときは、その写しを乙に送付するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に基づく対策に要した経費は、甲が負担し、施工業者に支払うものとする。

2 経費は、前条第2項の報告に基づき、甲が別に定めた基準によるものとする。

(経費の支払いの手続)

第7条 施工業者が第4条の活動を実施するときは、甲と施工業者との間において、速やかに契約を締結するものとする。

(損害の負担)

第8条 この規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補 償)

第9条 この協定に基づいて従事した者（以下「従事者」という。）がその業務において、負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、原則として従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協力の効力及び更新)

第10条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって満了とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文章をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度甲、乙協議の上定めるものとする。

(適 用)

第12条 この協定は、平成19年 4月 1日から適用する。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年 4月 1日

甲 美郷町長 沖野 健

乙 美郷町建設業協会

会長 神崎達夫

<生活協同組合しまね>

災害時における応急生活物資供給など支援協力に関する協定

(趣旨)

第1条 本協定は、美郷町内において地震、風水害若しくはその他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、美郷町（以下「甲」という。）と生活協同組合しまね（以下「乙」という。）が、相互に協力して災害時の住民生活の早期安全を図るため、応急生活物資等の供給及び物資運搬の協力に関する基本的な事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する商品の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、必要に応じて乙に対して輸送業務について協力を要請することができる。

(応急生活物資)

第3条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、別表を参考に被害の状況に応じて決定するものとする。

2 乙は、甲から前項に定める種類以外の応急生活物資の要請があったときは、必要に応じて供給を行うものとする。

3 乙は、災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請手続)

第4条 甲の乙に対する協力要請手続は、災害時における応急生活物資の供給・輸送業務等要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

(連絡責任者)

第5条 連絡責任者は、甲にあっては美郷町災害対策本部とし、乙にあっては乙の緊急対策本部事務局担当とする。

2 甲及び乙は連絡体制に支障をきたさないよう、連絡先を毎年度当初に災害時における支援協力に関する基本協定連絡先報告書（別記第3号様式）及び別表（連絡系統図）により報告するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第6条 第2条による要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための必要な措置をとるとともにその措置の状況を甲に報告するものとする。

(応急生活物資の運搬に係る車両の通行)

第7条 甲は、乙の応急生活物資運搬及び要員派遣に係る車両については、緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(情報の提供)

第8条 甲は、災害時の支援協力において、乙に対し速やかに輸送業務実施区域の被害状況及び交通規制の情報等を提供する。

(輸送)

第9条 甲は、乙が実施する輸送業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第10条 甲は、甲が指定した場所において、乙及び乙が会員である事業連合（コープCSネット・日本生協連）が輸送した応急生活物資の品目及び数量を確認のうえ、受け取るものとする。

(業務報告)

第11条 乙は、業務終了後速やかに業務内容を災害時における応急生活物資の供給・輸送業務報告書（別記第2号様式）により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第12条 第2条第1項及び同条第2項の規定に基づき乙が供給した物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害が発生する直前に乙の組合員に供給していた物資の価格を参考に適正な価格を基準とし、災害復旧後において甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第13条 乙は、業務終了後、前項に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けたのち、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りでない。

(従事者の損害補償)

第14条 第2条第2項に定める業務に従事した乙及び乙が加盟する事業連合（コープCSネット・日本生協連及びその委託先）の従業者等が死亡又はその他の事故が発生したときの補償については、その状況を踏まえ甲と乙が誠実に協議する。

（連絡員の派遣等）

第15条 甲及び乙は、必要に応じて乙の事務所所在地又は甲が設置する災害対策本部に連絡員を派遣することができる。

（ボランティア活動等の支援）

第16条 甲は、災害時に乙が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援する。また、乙が行う平時の減災の取組み等啓発活動についても協力するものとする。

（有効期間）

第17条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から、平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の30日前までに甲又は乙から本協定の変更又は終了の申し出がない場合は、当該有効期間満了日の翌日から1年間延長されたものとみなし、以後同様とするものとする。

（協議）

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年11月11日

甲 島根県邑智郡美郷町粕渕168
美郷町

代表者 美郷町長 景山 良材

乙 島根県松江市西津田一丁目10-40
生活協同組合しまね 安井 光夫

<中国電力株式会社>

災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

平成21年12月25日制定

美郷町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社浜田営業所（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

(連絡)

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、「災害時における美郷町と中国電力㈱浜田営業所との連絡体制図」に基づき、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

(連絡責任者)

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

(協力)

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- (2) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (3) 避難所へ避難された住民への周知
- (4) 住民からの問い合わせ対応
- (5) 道路等の被災・復旧状況の情報提供

(連携)

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。

- (1) 土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- (2) 除雪対応状況の情報提供
- (3) 電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

(要員派遣)

第5条 大規模災害が発生した場合、甲から要請された場合または乙から派遣すべきと判断した場合に、乙は甲へ要員派遣を行うものとする。

2 派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

(防災訓練等)

第6条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

2 また、連絡・協力体制の運用に関して双方の認識を確認するため、甲と乙の関係部署による打合せの場を年1回（原則として毎年○月）開催する。

(取扱いの変更)

第7条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第8条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第9条 この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成24年 9月 5日

甲 邑智郡美郷町粕渕168番地
美郷町
町長 沖野 健

乙 浜田市黒川町129番地5
中国電力株式会社 浜田営業所
所長 黒川 崇

<島根県L Pガス協会>

災害時等における緊急用L Pガスの調達に関する協定書

美郷町（以下「甲」という。）、一般社団法人島根県L Pガス協会（以下「乙」という。）及び島根県L Pガス協会邑智支部（以下「丙」という。）とは、町内において地震、暴風、洪水等、自然現象による災害及びその他の重大な事故又は災害（以下「災害」という。）が発生した場合の、緊急用L Pガスの調達について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における緊急用L Pガスの調達について、甲の要請に対する乙及び丙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（緊急用L Pガスの範囲等）

第2条 この協定において緊急用L Pガスとは、L Pガスのほかに容器、燃焼器具その他のL Pガスを燃料として使用するために必要な器具を含んだものをいう。

2 前項の燃焼器具その他のL Pガスを燃料として使用するために必要な器具は、次に掲げるものをいう。

（1）調整器、ゴムホース等

（2）二重巻きコンロ、三重巻きコンロ、炊飯器（二升炊き以上）

3 L Pガス用容器及び前項に定める関連器具は、原則として販売事業者が保有するものを貸与する。

4 その他甲が指定する物資については、具体的な調達要請があった都度協議の上調達の可否を決定するものとする。

（要請）

第3条 甲は、町内において災害が発生した場合、丙に対して緊急用L Pガスの供給を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、原則として緊急用L Pガス供給要請書（様式第1号、以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で要請書によることができないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(要請に基づく丙の措置)

第4条 丙は、前条第1項の要請を受けたときは、その要請内容について速やかに措置するとともに、その措置内容を緊急用LPガス等提供リスト（様式第2号）により甲及び乙に報告するものとする。

(搬送及び引渡し)

第5条 丙は、緊急用LPガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 緊急用LPガスの搬送は、原則として丙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。

3 前項の引渡しの確認は（様式第2号）により行うものとする。

(搬送経費の負担)

第6条 前条に定める搬送に係る経費負担は次に定めるところによる。

(1) 搬送に係る経費は、原則として販売業者が負担するものとする。

(2) 搬送に伴う事故等の発生に係る経費は、搬送を行う販売業者が負担するものとする。

(価格)

第7条 丙は、災害が発生する直前の適正な価格で緊急用LPガスを供給するものとする。

(代金の支払)

第8条 丙が供給した緊急用LPガスの代金の支払方法等は、甲と丙の協議によるものとする。

この場合において、代金の支払いについては甲が責任を持って対処するものとする。

(現有数量の把握)

第9条 乙及び丙は、災害時において供給可能な緊急用LPガスの数量を把握しておくものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙丙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成26年8月11日から平成27年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲、乙又は丙から申出のないときは、この協定は、有効期間満了日の翌日から1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年8月11日

甲 島根県邑智郡美郷町粕渕168番地
島根県邑智郡美郷町

美郷町長 景山 良材

乙 島根県松江市母衣町55番地4
一般社団法人 島根県LPGガス協会
会長 森山 健一

丙 島根県邑智郡美郷町浜原389番地1
島根県LPGガス協会邑智支部
支部長 澤田 明夫

<NTT西日本 島根支店>

特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

美郷町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定するこ

ととし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1「情報管理責任者（変更）通知書」に定める様式をもって相互に通知することとする。また、情報管理責任者に変更が生じた場合は、速やかに別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲乙協議のうえ第2条及び第5条により設置するものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2「特設公衆電話定期試験仕様書」に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

（特設公衆電話の利用）

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所及び日時の連絡を行うこととする。

（覚書の締結）

第12条 第2条の2項及び第5条でいう特設公衆電話の設置場所・回線数については、別途覚書により取り交わすこととする。なお、設置場所・回線数を変更する場合は、同様に覚書により取り交わすこととする。

（目的外利用の禁止）

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措

④ 2-3 ライフライン等に関する協定書

置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話設備の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協定の解除)

第14条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、相手方はなんらの通知又は催告を要せず即時に本協定の全部又は一部を解除できる。

- (1) 正当な理由によらないで本協定の全部若しくは一部を履行しないとき。
- (2) 相手方の責に帰すべき理由により協定を履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号のほか相手方が協定に違反し、その違反によって協定の目的を達成することができないと認められるとき。

(本協定書の有効期間)

第15条 本協定書の有効期間は、平成25年12月20日から平成28年12月末日までの3年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙双方から書面による延伸の申し出があり、甲乙双方が合意した時は、有効期間満了の翌日から起算して3年間本協定書を更新することとし、以後同様とする。

(協議事項)

第16条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもつて協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成25年12月20日

甲 島根県邑智郡美郷町柏渕168番地
美郷町
町長 景山 良材

乙 島根県松江市東朝日町102
西日本電信電話株式会社 島根支店
支店長 杉島辰海

2-4 避難所に関する協定書

<バカンスハウス>

災害時における避難所等施設利用に関する協定書

美郷町（以下「甲」という。）と株式会社 グリーンロードだいわ（以下「乙」という。）は、美郷町内に発生した地震その他のによる災害（以下単に「災害」という。）時において、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等として利用できる施設の周知）

第2条 乙は、避難所等として利用できる施設（以下単に「施設」という。）の範囲をあらかじめ定め、避難所等指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 甲は、施設の範囲を町民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（避難所等の開設）

第3条 甲は、災害が発生し、周辺町民の住家が被害を受けた場合、その被害状況に応じて施設を避難所等として開設することができる。

（開設の通知等）

第4条 甲は、施設を避難所等として開設する場合は、事前にその旨を避難所等開設通知書（第2号様式）で、乙に対して通知するものとする。

2 甲は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、施設を避難所等として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

3 乙は、甲が施設に避難所等を開設する以前に町民が避難してきたことを現認した場合は、甲への旨通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（避難所等の管理）

第5条 災害時の避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、避難所等運営組織について乙に通知するものとする。

3 甲は、避難所等の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。

4 甲は、情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うものとする。

5 甲は、避難所等を開設している期間に応じて、飲料水、食料等の手配を行うとともに、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。

6 甲は、避難所等の閉鎖をした場合の避難者の帰宅行動を、安全かつ円滑に誘導するものとする。

(費用負担)

第6条 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所等使用許可期限延長申請書(第3号様式)により、期間の延長を申請するものとする。

(避難所等解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第9条 甲は、施設の避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届(第4号様式)を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成26年9月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年8月27日

甲 島根県邑智郡美郷町粕渕168番地
美郷町長 景山 良材

乙 島根県邑智郡美郷町長藤760番地1
株式会社 グリーンロードだいわ
代表取締役社長 景山 良材

<邑智園体育館>

災害時における避難所等施設利用に関する協定書

美郷町（以下「甲」という。）と、社会福祉法人わかば会 理事長 景山 昌平（以下「乙」という。）は、美郷町内に発生した地震その他による災害（以下単に「災害」という。）時において、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関して、次とおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等として利用できる施設の周知）

第2条 乙は、避難所等として利用できる施設（以下単に「施設」という。）の範囲をあらかじめ定め、避難所等指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 甲は、施設の範囲を町民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（避難所等の開設）

第3条 甲は、災害が発生し、周辺町民の住家が被害を受けた場合、その被害状況に応じて施設を避難所等として開設することができる。

（開設の通知等）

第4条 甲は、施設を避難所等として開設する場合は、事前にその旨を避難所等開設通知書（第2号様式）で、乙に対して通知するものとする。

2 甲は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、施設を避難所等として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

3 乙は、甲が施設に避難所等を開設する以前に町民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（避難所等の管理）

第5条 災害時の避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、避難所等運営組織について乙に通知するものとする。

3 甲は、避難所等の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。

4 甲は、情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うものとする。

5 甲は、避難所等を開設している期間に応じて、飲料水、食料等の手配を行うとともに、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。

6 甲は、避難所等の閉鎖をした場合の避難者の帰宅行動を、安全かつ円滑に誘導するものとする。

(費用負担)

第6条 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所等使用許可期限延長申請書(第3号様式)により、期間の延長を申請するものとする。

(避難所等解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第9条 甲は、施設の避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届(第4号様式)を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成26年9月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年9月1日

甲 島根県邑智郡美郷町粕渕168番地
美郷町長 景山 良材

乙 島根県邑智郡美郷町小谷361番地
社会福祉法人わかば会 理事長 景山 昌平

3 防災関係施設・資機材等に関する資料

3-1 水位観測所

観測所	水防団待機水位	はん濫注意水位	はん濫危険水位
川平水位観測所	6.30m	8.40m	9.80m
谷住郷水位観測所	5.60m	7.70m	10.20m
川本水位観測所	5.00m	6.00m	9.40m
都賀水位観測所	4.40m	5.40m	8.10m
大津水位観測所	4.20m	5.20m	9.70m

3-2 気象観測システム (POTEKA)

観測点名	住所	観測要素	設置者
美郷町役場	柏渕156番地(鋼管柱)	天気 気温 相対湿度 現地気圧 風向 風速 日射 感雨	
美郷町潮村	潮村760番地1先 (ライブカメラ柱)	1時間雨量 降水強度 連続雨量 暑さ指数	
美郷町旧吾郷小学校	築瀬178番地		
美郷町沢谷交流センター	九日市277番地		明星電気株式会社
美郷町大和事務所	都賀本郷163番地		
美郷町村之郷	村之郷610-1番地先 (ライブカメラ柱)		
美郷町炉谷	炉谷158番地先 (ライブカメラ柱)		

3-3 消防水利状況

(平成26年4月1日現在)

区分 地域名	計	消火栓			防火水そう		
		小計	公設	私設	100m ³ 以上	40~100m ³ 未満	20~40m ³ 未満
邑智地域	246	144	144			92	10
大和地域	139	71	71			68	
	385	215	215			160	10

美郷町水利台帳より

3-4 給水車・給水器材等整備状況

市町村名	積載用タンク	定置用タンク	容器	ろ水器	その他
(旧) 邑智町	2.0m ³ 2個	—	20ℓ 50個	—	
(旧) 大和村	0.1m ³ 3個		0	なし	

3-5 江津邑智消防組合 消防ポンプ自動車等現有数

普通消防ポンプ自動車(B1以上)	9台
水槽付消防ポンプ自動車(B1以上)	1台
梯子付消防自動車(24m)	1台
津波・風水害対策車	1台
指揮車	2台
広報車	2台
救急車	9台 (うち高規格救急車6台)
救助工作車	2台

3-6 江津邑智消防組合 消防職員数

(平成31年4月1日)

消防 総 監	消防 司 監	消防 正 監	消防 監	消防 司令 長	消防 司令	消防 司令 補	消防 士 長	消防 副 士 長	消防 士	その 他 職 員	合計
			1	6	17	26	32	11	36		125

3-8 建設機械保有台数

(台)

業者名 機種	ダンプトラック	ブルドーザ	パワーショベル	積込機
福間工務店	4	0	6	1
岡山産業	9	1	9	1
坂東建設	2	0	4	1
上原土木	3	0	3	1
邑東建設	3	0	7	1
大社建設	4	0	7	0
置名土木	4	0	3	1
神崎建設	2	0	5	1
福田電気水道	1	0	2	1
大五建設	4	0	7	1
漆谷建設	5	1	7	1
三上建設	2	0	3	1
西村土木	2	1	6	0
和田建設	1	1	3	0
大和興産	2	0	4	1
高田設備	2	0	5	0
松川工業	2	0	2	1
ウシオ設備	1	0	2	1
計	55	4	91	10

3-9 簡易水道

(平成31年4月1日 現在)

箇所数	計画給水人口（人）	現在給水人口（人）	計画一日最大給水量 (m³／日)
1	6,053	3,772	1,982

3-10 公共下水道計画（特定環境保全公共下水道（単独））

整備区域面積 (ha)	処理区域面積 (ha)	処理区域人口 (人)	整備管渠延長 (km)	現有処理能力 (m³／日最大)	処理方法	排除方式
51.0	51.0	918	17.4	800	オキシデーション・ディッヂ法	分流式

3-11 燃料調達可能数量

単位 : ℥ (平成17年4月1日)

業者数	第1石油類 (揮発油)	第2石油類 (軽油・灯油)	第3石油類 (重油)
10	89,876	199,190	67,180

(町村については許可数量の50%を調達可能数量と見込む。)

3-12 農業集落排水設備指定店

名 称	所 在 地	電 話 番 号
大社建設(株)	美郷町粕渕377-2	0855-75-0005
(有)福田電気水道	美郷町粕渕425-13	0855-75-1032
(有)福間工務店	美郷町酒谷7-6	0855-76-0076
オクダ設備	美郷町築瀬80-1	0855-75-1650
置名土木(有)	美郷町粕渕344	0855-75-0013
モリモト電気設備	美郷町滝原298-1	0855-75-1479
大成電気水道工業(株)	川本町大字川本466-2	0855-72-0373
神崎建設(有)	美郷町粕渕360	0855-75-1275
邑東建設(有)	美郷町上川戸667-6	0855-75-1682
イマックス(株)大田営業所	大田市波根町西ノ迫800-54	08548-5-7163
(有)ウシオ設備	美郷町潮村284-8	0855-82-3020
松井土建(有)	川本町大字川下2724	0855-72-2686
イワタニ島根(株)	大田市大田町長久口253-1	08548-2-0117
山陰クボタ水道用材(株)	大田市長久町長久イ483-3	08548-2-2302
山陽空調工業(株)	大田市大田町イ800-15	08548-2-3311
江津水道工事有限会社	江津市和木町609-14	0855-52-2016
(有)高田設備	美郷町都賀西257	0855-82-2156
(有)三上建設	美郷町都賀西298-7	0855-82-2061
(有)井口建設	邑南町高見325-1	0855-84-0101
イワミ水道(有)	江津市桜江町市山543	0855-92-0788
(有)斐川水道	簸川郡斐川町大字直江4018-2	0853-72-0427
(有)坂口水道工業	川本町大字川本1065-4	0855-72-0532
(有)山根水道	大田市三瓶町志学口383-6	08548-2-3055
クリーン(株)	大田市長久町長久イ249-2	08548-2-5057
上原土木(有)	美郷町上川戸294-1	0855-75-1122
五大設備(有)	江津市渡津町284-4	0855-52-2890

3-13 雪害関係諸施設

施 設 名	所 在 地	路 線 名	延 長 (m)
消 雪 溝	美郷町粕渕	上川戸粕渕線	500
流 雪 溝	美郷町浜原	上川戸粕渕線	400
スノーケット	美郷町酒谷	美郷飯南線	160

3-14 除雪機械等の状況**町有除雪機**

機 種	運 転 委 託 会 社	除 雪 対 象 地 区
除雪ドーザWA80	神崎建設	君谷地域
除雪ドーザWA80	上原土木	上川戸地域
除雪ドーザWA80	置名土木	君谷地域
除雪ドーザWA80	ウシオ設備	大和地域

除雪作業委託会社

名 称	電 話 番 号	名 称	電 話 番 号
上原土木(有)	75-1122	(有)三上建設	82-2061
坂東建設	76-0021	漆谷建設(株)	82-2283
邑東建設(有)	75-1682	和田建設	82-2005
岡山産業(有)	76-0026	(有)高田設備	82-2156
大社建設(株)	75-0005	(株)大和興産	82-2568
大五建設(有)	75-1363	(有)西村土木	82-2166
竹下モータース	82-2608	前田組	82-2143
(有)福間工務店	76-0076	(株)日高組	82-2017
置名土木(有)	75-0013		

④ 3-15 管理団体水防倉庫の防災資機材数

3-15 管理団体水防倉庫の防災資機材数

資料：島根県水防計画（河川課）

倉庫番号 器具品名	△ 2	△ 3	倉庫番号 器具品名	△ 2	△ 3
河川名	江の川	江の川	てみ（手箕）	10	1
指定水防管理団	有	有	ハンマー	5	1
所在地	都賀本郷	柏渕	鉄線	30	
倉庫面積m ²	20.00	58.32	杭（丸太）		5
かけや	5	1	バール	3	
のこぎり	3	1	竹		
スコップ	10	3	なわ（縄）		
ツルハシ	5		むしろ（筵）		
おの（斧）	3		空俵		
たこづち	3		ビニール袋	1,000	1,000
くわ（鍬）			麻袋		
かま（鎌）	2		かます		
ペンチ	3	5	ロープ		20
なた（鉈）			舟		
照明具	5		パイ爾		
救命胴衣			とび口	7	

※表中の△番号は「島根県水防図（県央支部管内）と対応している。

3-16 小水力発電ダム

施設社名	発電所名	水系名	河川名	使用開始年月	発電所型式	発電所出力(kw)	堰堤	
							種類	高さ
島根 おおち (農)	都賀 発電所	江の川	塩谷川	昭和38年 6月	水路式	190	コンクリート 重力	2.1 m
島根 おおち (農)	角谷 小水力 発電所	江の川	角谷川	昭和40年 3月	水路式	250	コンクリート 重力	2.5 m

3-17 浜原ダム

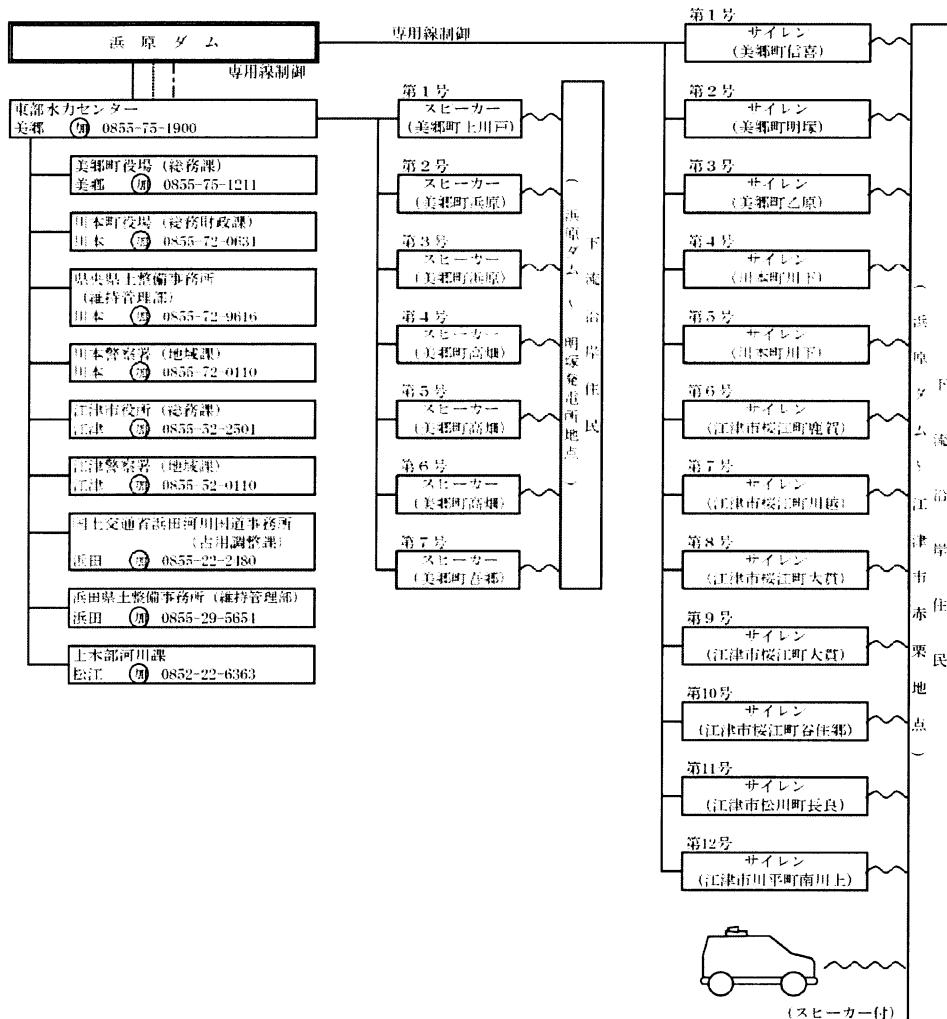
資料：中国電力(株) (平成31年4月1日現在)

水系河川名	江の川水系江の川	集水面積 (km ²)	3,000.00
位置	邑智郡美郷町信喜	最高貯水位 (標高 m)	65.00
種類	重力式越流型可動扉付 コンクリートダム	最低貯水位 (標高 m)	63.00
高さ	19.00m	総貯水量 (m ³)	11,200,000
堤頂長	361.40m	有効貯水量 (m ³)	2,600,000
可動扉種類	鋼製ローラーゲート (高9.4m×巾14.0m)	湛水面積 (m ²)	1,490,000
大門数	12門	竣工年月	昭和29年2月
計画洪水量 (m ³ /sec)	9,770	現状	良好

浜原ダム 通報系統図

資料：平成31年度島根県水防計画

浜 原 ダ ム (中電)



凡 例



4 避難に関する資料

4-1 避難所

順番	地名	地区	施設名	種別欄 ○：指定緊急避難場所及び指定避難所 ■：■外：■外の指定緊急避難所		
				収容人数	管理者	収容場所
1	沢谷	酒谷	酒谷集会所	33	美郷町教育委員会	集会室
2	沢谷	酒谷上	酒谷上集会所	10	酒谷自治会	集会室
3	沢谷	沢谷保育所		51	社会福祉法人邑智会	遊戲室
4	○	沢谷	沢谷体育館	133	美郷町教育委員会	体育館
5	■外	沢谷	沢谷町民広場	2,100	美郷町教育委員会	広場
6	沢谷	九日市	九日市集会所	122	美郷町教育委員会	集会室
7	沢谷	猪子田	猪子田集会所	10	猪子田自治会	集会室
8	沢谷	千原	千原コミュニティセンター	58	美郷町	集会室
9	○	浜原	浜原体育館	133	美郷町教育委員会	体育館
10	■外	浜原	浜原町民広場	2,650	美郷町教育委員会	広場
11	○	浜原	浜原保育館	89	美郷町	集会室
12	浜原	本郷	本郷集会所	34	美郷町教育委員会	集会室
13	浜原	上川戸	上川戸集会所	53	美郷町教育委員会	集会室
14	浜原	信裏	信裏集会所	44	美郷町教育委員会	集会室
15	浜原	石見	石見集会所	23	美郷町	集会室
16	浜原	青杉	青杉森林センター	49	美郷町教育委員会	集会室
17	浜原	農村	農村自治会館	10	農村自治会	集会室
18	■外	船瀬	美郷町防災公園	8,000	美郷町	広場
19	船瀬	美郷町防災センター			美郷町	拠点施設
20	○	船瀬	邑智小学校住直館	200	美郷町教育委員会	体育館
21	■外	船瀬	邑智小学校校庭	2,050	美郷町教育委員会	校庭
22	○	船瀬	邑智中学校体育館	374	美郷町教育委員会	体育館
23	■外	船瀬	邑智中学校校庭	10,899	美郷町教育委員会	校庭
24	○	船瀬	みどり館	201	美郷町教育委員会	複合施設
25	船瀬	保健福祉センター		198	保健福祉課	研究室
26	船瀬	野間改善センター		20	野間自治会	集会室
27	船瀬	共栄集会所		23	美郷町	集会室
28	船瀬	美郷庄古鶴山記念館		44	美郷町教育委員会	集会室
29	船瀬	高畠	高畠集会所	50	美郷町教育委員会	集会室
30	船瀬	野井	野井集会所	33	住民福祉課	集会室
31	船瀬	久保	久保集会所	33	美郷町教育委員会	集会室
32	船瀬	ふれあい広場	ふれあい広場 体育館	167	美郷町教育委員会	体育館
33	■外	船瀬	ふれあい広場 グラウンド	6,000	美郷町教育委員会	グランド
34	○	別府	別府公民館	59	美郷町教育委員会	集会室
35	別府	小松塙	小松塙体育館	133	美郷町教育委員会	体育館
36	■外	別府	小松塙町民広場	2,450	美郷町教育委員会	広場
37	別府	志君	志君集会所	33	美郷町教育委員会	集会室
38	君谷	達	達集会所	10	達自治会	集会室
39	君谷	地頭所	地頭所集会所	44	美郷町教育委員会	集会室
40	○	君谷	邑智体育館	75	邑智	体育館
41	君谷	久裏原	久裏原集会所	10	久裏原自治会	集会室
42	○	君谷	君の谷農村塾	107	美郷町	集会室
43	君谷	君谷体育馆		97	美郷町教育委員会	体育館
44	■外	君谷	君谷町民広場	2,150	美郷町教育委員会	広場
45	君谷	内田	内田集会所	59	美郷町教育委員会	集会室
46	君谷	小林	小林集会所	34	美郷町教育委員会	集会室
47	吉郷	乙原	乙原集会所	57	美郷町教育委員会	集会室
48	吉郷	乙原保育所		105	美郷町	遊戲室
49	吉郷	竹クラブ		20	竹自治会	集会室
50	○	吉郷	吉郷体育馆	93	美郷町教育委員会	体育館
51	■外	吉郷	吉郷町民広場	1,800	美郷町教育委員会	広場
52	吉郷	等瀬	等瀬集会所	48	美郷町教育委員会	集会室
53	吉郷	黒山	黒山集会所	10	黒山自治会	集会室
54	○	吉郷	吉郷集会所	110	美郷町教育委員会	集会室
55	■外	吉郷	吉郷集会所(広場)	1,500	美郷町教育委員会	広場
56	吉郷	栗原	栗原集会所	10	栗原自治会	集会室
57	比之宮	村之郷1	村之郷1集会所	30	村之郷1自治会	集会室
58	比之宮	村之郷2	村之郷2集会所	30	村之郷2自治会	集会室
59	比之宮	宮内1	宮内1集会所	30	宮内1自治会	集会室
60	比之宮	宮内2	宮内2集会所	50	宮内2自治会	集会室
61	○	比之宮	比之宮交流センター	183	美郷町教育委員会	体育館
62	比之宮	比叡	比叡集会所	30	比叡自治会	集会室
63	■外	部賀西	大和小学校体育馆	183	美郷町教育委員会	体育館
64	■外	部賀西	大和小学校校庭	3,000	美郷町教育委員会	校庭
65	■外	部賀西	美郷町民グラウンド	5,000	美郷町教育委員会	グランド
66	○	部賀西	美郷町基督教集落センター	148	美郷町	集会室
67	部賀西	部賀保育園		50	社会福祉法人美郷町部賀保育園	集会室
68	上野	上野	上野体育馆	160	美郷町教育委員会	体育館
69	○	上野	上野ふれあい会館	91	美郷町	集会室
70	部賀本郷	部賀公民館		241	美郷町教育委員会	集会室
71	○	部賀本郷	まほろば福祉センター	219	美郷町	集会室
72	部賀本郷	本郷自治集会所		78	美郷町教育委員会	集会室
73	長野	大和	大和体育馆	333	美郷町教育委員会	体育館
74	■外	長野	大和小学校体育馆	3,400	美郷町教育委員会	校庭
75	○	長野	長野集会所	121	美郷町教育委員会	集会室
76	長野	豊谷	豊谷集会所	30	豊谷自治会	集会室
77	○	潮・曲利	潮会館	117	美郷町教育委員会	集会室
78	潮・曲利	潮交流館		216	美郷町	集会室
79	部賀行	部賀行保育館		127	美郷町	集会室
80	○	部賀行	部賀行交流センター	167	美郷町教育委員会	体育館
81	■外	部賀行	部賀行町民広場	3,300	美郷町教育委員会	広場
82	部賀行	高利	高利集会所	69	美郷町教育委員会	集会室

4-2 炊き出し施設

(平成31年4月1日現在)

調理場種別	共 同		
	数	名 称	炊飯可能対象食数
美郷町 学校給食センター	1	邑智小学校	198
		邑智中学校	105
		大和小学校	78
		大和中学校	42
		給食センター	12
		計	435

4-3 道路の現況

1 国道・県道

(平成31年1月1日)

区分	路線名	区間	延長(m)	備考
国道	375号	旧大和境～大田市境	34,273.0	避難路
主要地方道	川本波多線	竹境～上粕渕境	16,605.0	避難路
	邑南飯南線	邑南町境～飯南町境	12,385.0	避難路
県道	美郷飯南線	国道375号～飯南町境	12,431.0	避難路
	美郷大森線	別府～大田市境	5,501.0	避難路
	別府川本線	別府～川本町境	15,281.0	避難路
	邑南美郷線	邑南町境～都賀大橋(375号)	4,423.0	避難路
	川本美郷線	川本町境～都賀行大橋(375号)	6,796.0	避難路

2 町内主要道路

(平成31年1月1日)

路線名	区間	延長(m)	備考
八神千原線	千原～八神境	5,326.7	藤原宅まで避難路
吾郷浜原線	吾郷大橋～浜原大橋	6,167.0	避難路
京覧原炉谷線	小林口～炉谷香善寺	3,103.6	避難路
赤来光峠線	酒谷バス停～来島境	2,402.8	光峠口まで避難路
花の谷線	花の谷バス停～佐和宅前	3,502.4	沢宅まで避難路
石原佐比壳線	坂東宅前～神田宅前	1,005.9	避難路
久西熊見線	久西橋～中間宅前	2,214.5	避難路
滝原線	浜原大橋～品川宅前	1,550.2	避難路
浜原山手線	ふれあい広場入口～南谷入口	1,569.6	避難路
久保線	久保橋～井上宅前	3,375.0	避難路
久保法田線	早水橋入口～松島宅奥	2,304.4	避難路
湯抱線	温泉口～石田宅前	1,024.8	避難路
奥山線	行谷橋～山下宅前	2,228.2	避難路
築瀬山手線	駐在所前～山根宅前	953.3	避難路
田水線	銅ヶ丸奥～川本町境	2,474.4	避難路
栗原線	栗原橋～港吾郷線取付	318.6	避難路
沖丈線	宮平宅前～江の川堤防	481.4	避難路
竹港線	港橋～	168.9	避難路
下谷線	地頭所神社前～専光寺前	1,328.4	避難路
松代谷線	松代谷橋～大野宅前	1,599.1	避難路
上里草線	上里草入口～大田市境	2,523.3	避難路
小林分附線	小林口～渡利宅前	2,171.1	避難路
中間谷線	旧小松地小学校前～邑智大森線取付	1,843.8	避難路
角石線	旧小松地小学校前～渡辺宅前	1,963.8	避難路
泉谷線	戸沢宅前～官行造林地	837.9	
酒谷線	矢上宅前～旧道	400.4	
保関線	保関バス停～終点	2,278.0	小田宅まで避難路
正部線	保関線取付～正部宅前	183.7	避難路
連水線	連水バス停～波多野宅前	904.9	避難路
湧利原線	湧利原バス停～築橋宅前	279.3	避難路
猪子田線	山中宅前～沢宅前	262.3	避難路
楨谷線	山本宅前～門脇宅前	1,336.7	避難路
井元線	難波宅前～吉川宅前	129.3	避難路
三反谷線	三反谷バス停～藤原宅奥	1,516.5	避難路

岩森線	片山橋下	～	岩森宅前	91.9	避難路
路線名	区	間		延長(m)	備考
西福寺線	旧沢谷小学校前	～	西福寺	119.8	避難路
原線	沢谷キリスト協会	～	古城宅前	110.1	避難路
落合線	那須宅前	～	彦田宅前	925.9	避難路
九日市線	中間宅前	～	漆谷宅前	133.5	避難路
法光寺線	沢谷駅下	～	法光寺前	57.7	避難路
塩ヶ瀬線	塩ヶ瀬バス停	～	三上宅前	335.9	避難路
大反谷線	森宅前	～	終点	1,713.4	
久西下線	曾根宅前	～	久西線取付	478.5	避難路
大光寺線	上原建設前	～	矢野宅前	250.2	避難路
上川戸線	新田宅前	～	高橋宅前	605.8	避難路
太田線	勝部宅前	～	太田神社前	196.7	避難路
三日谷1号線	三日谷橋	～	三日谷トンネル出口	287.8	
土居谷線	本郷集会所前	～	藤村木材前	88.7	避難路
野田線	信喜集会所前	～	信喜橋	1553.3	避難路
石見高山線	信喜670-12	～	信喜634-3	730.3	避難路
滝原上線	茶工場前	～	林道滝原線取付	799.4	避難路
滝原下線	茶工場前	～	滝原神社前	726.9	避難路
猿部線	飯塚モータ一前	～	島根製靴前	229.8	避難路
浜原お宮線	山本宅前	～	桂根八幡宮前	103.6	避難路
後地線	浜原郵便局横	～	龍岩商店前	279.0	避難路
谷川線	隣保館前	～	浜原小プール前	196.5	避難路
谷川支線	浜原小プール前	～	松岡宅前	55.8	避難路
隣保館線	後地線取付	～	谷川線取付	117.8	避難路
後地第1号線	後地線取付	～	浜原保育所前	118.8	避難路
後地第2号線	後地線取付	～	浜原保線区前	107.5	避難路
報恩寺谷線	国道375号取付	～	坂本宅前	348.8	避難路
浜原久保線	浜原576	～	久保268-2	1591.8	避難路
亀線	沢田宅前	～	テレビ塔	1641.8	
綫線	久保法田線取付	～	津山宅前	2362.7	
野井線	吾郷浜原線取付	～	吾郷浜原線取付	855.0	避難路
上市線	五ツ角	～	国道375号取付	421.0	避難路
柏渕神社線	宇山自転車店前	～	水戸石油店前	328.3	避難路
元町線	宝来橋	～	五ツ角	346.7	避難路
下市線	清水電気店前	～	坂本宅前	196.8	避難路
健康福祉センター線	清水宅前	～	役場前	186.0	避難路
グランド線	松代宅前	～	日高宅前	251.4	避難路
寺小路線	宮岡宅前	～	浄土寺前	152.5	避難路
昭和線	秦前	～	亀遊亭前	84.9	避難路
寺小路支線	亀遊亭	～	安田工務店前	99.2	避難路
船付場線	大草宅前	～	河原	102.6	
栄町線	住田宅前	～	国道375号取付	33.7	避難路
柏渕駅線	置名宅前	～	柏渕鉄橋	142.6	避難路
円光寺線	嘉戸宅前	～	水戸石油店前	60.9	避難路
一の谷線	国道375号取付	～	邑智町高校前	149.2	避難路
石原線	杉本宅前	～	菅原宅前	786.8	避難路
高畠線	川上宅前	～	清水宅前	391.4	避難路
才ヶ原線	志君線取付	～	川本波多線取付	1,015.5	避難路
新堀線	塙本工業前	～	上里宅前	832.4	避難路
果瀬線	果瀬橋	～	終点	1,578.2	山本宅まで避難路
メラ谷線	石田宅前	～	終点	1,020.7	避難路
古ヶ谷線	奥山線取付	～	塩田宅前	899.4	避難路
中組線	上田宅前	～	塩田宅前	298.0	避難路
奥山支線	奥山線取付	～	石田宅前	1,082.4	避難路
吾郷奥山線	吾郷430	～	吾郷457	209.2	避難路

④ 4-3 道路の現況

路線名	区間	延長(m)	備考
沖林線	堤防～高岡宅前	1,226.6	避難路
吾郷大池線	福田宅前～佐藤宅前	372.7	避難路
沖林支線	永間宅前～竹内宅前	108.2	避難路
中の段線	川本波多線取付～保名宅前	656.6	避難路
覚法寺線	森脇商店前～中林宅前	204.1	避難路
保名線	吾郷179-1～吾郷389	164.4	避難路
吾郷神社線	吾郷112～吾郷445	844.5	避難路
吾郷船付場線	川本波多線取付～河原	72.6	
森脇線	神社線取付～森脇宅前	289.2	避難路
明塚駅線	吾郷浜原取付～駅	13.8	避難路
築瀬山手支線	築瀬山手線取付～村田宅前	159.5	避難路
血谷線	港吾郷線取付～終点	1,323.8	
栗原河原線	竹本宅前～漆谷宅前	57.8	避難路
向谷線	港吾郷線取付～小笠原宅前	3,294.5	
長通線	集会所前～大五建設前	522.2	
丸山線	乙原34～乙原797-1	620.0	
沖丈支線	原田宅前～芦矢宅前	174.1	避難路
つづら谷線	沖野宅前～駅通線取付	283.8	避難路
つづら谷支線	つづら谷線取付～山内宅前	68.6	避難路
駅通線	尾原宅前～乙原駅前	96.4	避難路
河木谷線	尾原宅前～JR鉄道架橋下	161.8	避難路
長通沖丈線	長通線取付～沖原宅前	316.4	
長通支線	長通線取付～大五建設前	87.5	避難路
角桶線	乙原547-2～乙原14	337.4	避難路
竹谷線	竹谷橋～大和村境	4,718.8	伊藤宅まで避難路
船谷線	別府川本線取付～竹下宅前	64.6	避難路
小谷線	下野宅前～邑智園前	443.0	避難路
地頭所上線	香光寺前～地頭所線取付	476.2	避難路
地頭所線	地頭所神社前～安田宅前	311.7	避難路
中原線	梶原宅前～玉泉寺前	591.6	避難路
米山上里草線	渡利宅前～和田宅前	1,552.2	避難路
中郷線	君谷郵便局前～山本宅前	233.7	避難路
杉谷線	岡宅前～西藤宅前	353.3	避難路
小林松島線	小林分附線～林道小林線	794.7	避難路
黒味畠線	林道志君線取付～林道志君線取付	382.8	避難路
水越支線	水越棒打線～渡辺宅前	208.6	避難路
柵屋線	柵屋バス停～菅原宅前	366.7	避難路
小井戸線	呂智大森線～小井戸宅前	346.4	避難路
的場線	別府川本線～的場宅前	160.9	避難路
柿迫線	邑智大森線～藤田宅前	371.0	避難路
梅田線	炉谷312-3～炉谷16	1,056.3	避難路
小貝谷線	炉谷348-6～炉谷366	771.1	避難路
寺谷線	中間谷線～久保田宅前	1,413.8	避難路
楨の前線	邑智大森線～樋ケ宅前	668.6	避難路
後谷線	邑智大森線～樋ケ宅前	464.0	避難路
矢追線	別府川本線～樋ケ宅前	565.0	避難路
戸風呂谷線	戸風呂谷バス停前～岡本宅前	1,438.6	避難路
米山線	安原宅前～大田市～和田宅前	214.6	避難路
野田支線	大野宅前～浄光寺	133.5	避難路
青石線	梅原宅前～原宅前	130.4	避難路
久西線	藤川宅前～新田宅前	244.6	避難路
矢遺線	邑智大森線～終点	341.5	
乙原河原線	堤防～河原	259.3	
中船線	川本波多線～火葬場	147.7	
寿線	グランヴァレ前～前宅前	74.3	避難路

後地支線	後地線	～	報恩寺谷線	155.5	避難路
浜原河原線	山根宅前	～	河原	68.7	
後原線	野田線	～	野田線	191.7	避難路
路線名	区間	延長(m)	備考		
亀ヶ淵線	岡山建設前	～	熊見	177.8	避難路
湯谷線	田辺宅前	～	湯屋上	460.6	避難路
旧小松地小学校線	別府川本線	～	旧小松地小学校	125.0	避難路
山崎線	川本波多線	～	林道河木谷線	216.7	避難路
仲通線	粕渕小学校前	～	粕渕郵便局横	121.1	避難路
別府線	別府下公民館	～	山崎教具店	538.1	避難路
別府支線	田中商店	～	国道375号	67.0	避難路
乙原宮線	芦矢宅前	～	乙原八幡宮	124.1	避難路
乙原住宅線	原田商店前	～	つづら谷線	144.8	避難路
大池線	森脇宅前	～	岡田宅前	142.9	避難路
邑智中学校線	国道375号	～	邑智中学校	102.5	避難路
松屋谷線	国道375号	～	品川宅前	442.1	避難路
別府住宅線	国道375号	～	別府町営住宅横	43.4	避難路
屋野線	別府川本線	～	屋野宅前	200.0	
足谷線	国道375号	～	終点	248.3	避難路
奥山加納屋谷線	木村商店	～	石田宅前	153.1	避難路
猿丸1号線	八神千原線	～	山下宅前	116.8	避難路
猿丸2号線	八神千原線	～	田辺宅前	732.2	避難路
熊見線	中原宅前	～	久西熊見線	170.6	避難路
石見高山支線	林道信喜線	～	黒畠宅前	171.4	避難路
築瀬下手線	川本波多線	～	川本波多線	433.0	避難路
才ヶ原支線	川本波多線	～	才ヶ原線	98.6	避難路
児童遊園地線	上川戸線	～	高橋宅前	68.8	避難路
金比羅神社線	別府川本線	～	元花宅前	220.4	避難路
鬼尾谷線	邑智大森線	～	春日宅	178.2	避難路
保闘中原線	保闘線	～	中原宅	83.2	避難路
粕渕稻荷町線	母子センター線	～	吉岡宅	189.9	避難路
高畑上線	川本波多線	～	川本波多線	122.2	避難路
柄谷角石線	別府川本線	～	角石線	1,274.6	
小松地箱茂線	邑智大森線	～	樋ケ宅前	832.0	避難路
桟谷黒松線	邑智大森線	～	終点	1,220.5	避難路
築瀬線	川本波多線	～	川本波多線	1,378.4	避難路
郷口野井線	国道375号	～	吾郷浜原線取付	443.1	避難路
ゴールデンユートピア線	国道375号	～	ゴールデンユートピア	402.0	避難路
高畑住宅線	川本波多線	～	住宅前	84.2	避難路
高畑寺の奥線	高畑住宅線	～	墓地	61.0	
三日谷2号線	三日谷トンネル出口	～	国道375号	450.9	
三日谷3号線	国道375号	～	摘坂トンネル手前	58.7	
三日谷4号線	摘坂トンネル手前	～	大和村境	676.0	
野井中道線	野井線	～	野井35-5	41.2	避難路
小丸墓地参道線	浜原山の手線	～	浜原115	114.9	
浜原バイパス線	浜原269-2地先	～	浜原267-4地先	55.7	避難路
上川戸大和線	信喜1080-1地先	～	上川戸19-2地先	5,349.7	避難路
塞の神線	乙原1156-9地先	～	乙原1154-5地先	257.6	
塞の神支線	乙原1154-2地先	～	久保35-4	44.5	
高畑カラ谷線	高畑208-1	～	高畑365-2	509.7	避難路
上川戸トンネル線	上川戸116-1	～	上川戸100-4	54.8	
桟谷線	桟谷313-2	～	桟谷134-6	573.8	避難路
酒谷泉谷線	酒谷841-3	～	酒谷970-1	154.5	
上粕渕鍾線	粕渕538-1	～	久保661	616.0	避難路
粕渕保育所線	粕渕183-3	～	粕渕192	60.0	避難路
京覧原桟谷1号支線	内田140-1	～	内田127-5	164.0	
別府下城1号線	別府492	～	別府952	314.0	避難路
久喜原松代谷線	久喜原63-2	～	久喜原96-1	520.0	避難路

④ 4-3 道路の現況

志君線	惣森198	～	柏渕253	7,501.5	避難路
桜谷2号線	桜谷348-2	～	桜谷323-1	581.0	
上川戸柏渕線	上川戸243-1	～	柏渕368	4,270.8	避難路
路線名	区間	延長(m)	備考		
乙原築瀬線	乙原846	～	築瀬319-1	1,618.0	避難路
行谷1号線	高畠426-3	～	吾郷1754-1	77.5	
行谷2号線	吾郷1751-8	～	吾郷4-2	60.0	
京覧原桜谷2号支線	内田626-1	～	内田136-1	577.9	
築瀬神社線	築瀬616-1	～	築瀬108-1	57.8	避難路
築瀬下手支線	築瀬319-7	～	築瀬319-7	13.4	避難路
杉谷横の前線	京覧原379-1	～	小松地250-1	3,184.2	避難路
棒田線	桜谷348-6	～	桜谷366	687.0	避難路
乙原線	乙原554-3	～	乙原354	1,113.5	避難路
竜眼地線	久保38-3	～	久保35-4	182.8	避難路
栗原中線	吾郷1500-1	～	吾郷856-2	1140.0	避難路
都賀西・都賀行線	都賀西80	～	長藤771-5	7,814.1	避難路
笛目線	長藤967-3	～	宮内1149-5	5,498.4	避難路
都賀行・宮内線	都賀行114-2	～	宮内705-3	6,986.3	避難路
山手線	都賀本郷126-2	～	都賀本郷452-4	1,286.0	避難路
田之原線	上野1015-4	～	上野1117	4,168.0	桜田宅まで避難路
響谷線	長藤347-10	～	長藤935-3	3,470.7	避難路
都賀行・川本線	都賀行59	～	都賀行蓮山国有林	6,263.3	
二タ合線	潮村277-5	～	潮村419	2,797.0	避難路
才峰線	宮内308-1	～	宮内1382-13	1,393.9	避難路
町中線	長藤168-4	～	都賀本郷452-3	1,390.0	避難路
大和中組線	都賀本郷58-2	～	都賀本郷136	247.4	避難路
金洞寺線	都賀本郷102-1	～	都賀本郷139-1	170.0	避難路
本郷中線	都賀本郷243-7	～	都賀本郷244-5	102.2	避難路
大年線	都賀本郷294-5	～	都賀本郷351-4	287.4	避難路
西円寺線	都賀本郷356	～	都賀本郷441	247.9	避難路
西円寺支線	都賀本郷418-9	～	都賀本郷696-1	156.4	避難路
大原迫線	都賀本郷449	～	都賀本郷551-1	2,763.3	避難路
下大井手線	上野23-1	～	上野134	904.4	避難路
飯谷線	上野331-10	～	上野213	2,229.8	避難路
上野中線	上野352-9	～	上野902-1	614.8	避難路
新造寺線	上野968-16	～	上野978-5	349.2	避難路
後谷線	上野414-3	～	上野450-2	631.2	避難路
田之原支線	上野1362	～	上野654-1	855.3	避難路
田之原新道線	上野1036-4	～	上野1031-2	439.3	避難路
大畑線	長藤94-1	～	長藤86-3	125.0	避難路
松原線	長藤770-9	～	長藤970-11	155.0	避難路
上曲利奥線	長藤166-2	～	長藤701-1	504.6	避難路
曲利源田山線	長藤756-1	～	長藤1030-4	1,243.2	大和荘～潮広場除く
潮線	長藤314-1	～	潮村288-9	291.0	避難路
潮駅線	長藤288-3	～	長藤288-1	57.7	避難路
正専寺小路線	潮村150-2	～	潮村627	131.7	避難路
今山線	潮村360-1	～	潮村500	4,790.7	
ツン坂線	潮村16-7	～	潮村22-2	160.5	
土樞平線	都賀行82-2	～	都賀行160-2	273.5	
椎ノ木線	都賀行79-1	～	都賀行67-2	261.2	
椎ノ木学校線	都賀行41-7	～	都賀行101-8	321.4	避難路
水玉山線	都賀行122-1	～	都賀行125	40.5	
火ノ上線	都賀行132-3	～	都賀行149-1	68.8	
穴ヶ崎線	都賀行976-2	～	都賀行987-32	844.4	尾原宅まで避難路
高梨線	都賀行610-3	～	都賀行594-1	131.0	避難路
高梨中線	都賀行1020-4	～	都賀行583-4	147.3	避難路
上高梨線	都賀行1021-16	～	都賀行1020-3	69.8	避難路

奥畠線	都賀行582-5	～	都賀行998-2	1,828.3	高梨団地まで避難路
奥畠支線	都賀行409-8	～	都賀行409-7	310.6	避難路
大槻谷線	都賀行303-2	～	都賀行蓮山国有林51	3,793.8	避難路
猪之谷日平線	都賀行905-1	～	都賀行202	2,860.4	
路線名	区間	延長(m)	備考		
藤谷屋線	都賀行1329-2	～	都賀行904-6	631.9	避難路
牡丹ヶ原線	都賀行804	～	都賀行802	452.7	避難路
竹線	都賀行206-2	～	都賀行864	1,376.5	山浦宅まで避難路
小笛目線	都賀行1030-1	～	都賀行623-2	277.9	
大浦渡舟場線	都賀行705-2	～	都賀行1240-1	113.6	
生谷線	都賀西1238	～	都賀行557-1	2,535.2	避難路
鞍越線	都賀西511-3	～	都賀西486	275.8	長畠宅まで避難路
丁線	都賀西445-1	～	都賀西437-1	141.7	避難路
西中線	都賀西303-23	～	都賀西315-2	759.3	避難路
佐渡屋線	都賀西619-2	～	都賀西267-7	243.6	避難路
和手線	都賀西233-2	～	都賀西197	195.7	避難路
乙谷線	都賀西9-1	～	都賀西812-1	304.7	避難路
藤野屋但馬屋線	都賀行437-1	～	都賀行426-2	376.3	
小笛目比敷線	都賀行1131-5	～	都賀行446	140.8	避難路
比敷中線	比敷83-5	～	比敷122-1	131.9	避難路
宮内中線	宮内767-4	～	宮内990-1	52.6	避難路
有井谷線	宮内590-3	～	宮内1182	416.9	避難路
宮内村之郷線	宮内308-1	～	村之郷677-1	1,148.9	避難路
宮内上線	宮内261	～	宮内1132-7	413.9	避難路
村之郷線	村之郷1304-3	～	村之郷1163	1,231.8	避難路
日奈川線	村之郷534-1	～	村之郷1037	1,447.2	避難路
村之郷比敷線	村之郷372-4	～	比敷170-3	1,383.0	避難路
大和森脇線	村之郷128-4	～	村之郷123	149.9	避難路
村之郷支線	村之郷151-2	～	村之郷235	375.2	避難路
小田中線	村之郷173	～	村之郷158-1	88.0	避難路
奥迫谷線	村之郷203	～	村之郷218	282.0	避難路
蟠龍峠線	村之郷436	～	村之郷1092-2	216.9	
畠線	村之郷432-1	～	村之郷1125	1,776.4	避難路
後小田線	村之郷593-3	～	宮内1384-1	1,583.5	避難路
上畑花田奥線	都賀行916	～	都賀行278-2	259.9	
長者原線	都賀行209-1	～	都賀行国有林	498.0	
唐谷線	都賀行907-1	～	都賀行国有林	201.1	
魚切線	長藤167-2	～	長藤941-2	1,188.9	避難路
灰谷線	長藤429-2	～	長藤945	1,079.0	
大下線	上野10-2	～	上野7-3	70.3	避難路
都賀西・都賀行支線	都賀行1020-6	～	都賀行1020-6	258.3	避難路
双合支線	潮村252-2	～	潮村219-3	443.6	避難路
正専寺線	潮村271-3	～	潮村627	139.7	避難路
西下線	都賀西532-1	～	都賀西562-3	474.3	避難路
比敷線	比敷322-7	～	比敷214-2	439.6	避難路
比敷山手線	比敷14-3	～	比敷86	655.5	避難路
潮谷線	長藤325-1	～	長藤323-1	59.3	
郷下団地線	都賀行52-6	～	都賀行49-8	42.5	避難路
郷上線	都賀行90-16	～	都賀行82-2	262.8	避難路
小松屋線	宮内76-1	～	宮内1369	233.5	避難路
峠線	宮内39-4	～	宮内48-1	129.9	避難路
上宮内線	宮内208-2	～	宮内103-1	600.2	避難路
光沢線	宮内430-5	～	宮内453-1	211.6	避難路
上横路線	宮内492-2	～	宮内483	462.3	避難路
柿原線	宮内546-1	～	宮内559-1	153.8	避難路
出合線	村之郷37-3	～	村之郷87-2	522.4	避難路

④ 4-3 道路の現況

大原線	村之郷638-5	～	村之郷1228-2	169.2	避難路
樋ノ口線	都賀西235-5	～	都賀西139	462.7	避難路
西宮線	都賀西83	～	都賀西704	196.1	避難路
大和久保線	上野292-5	～	上野234-2	923.4	避難路
高善寺線	上野409-7	～	上野413-6	680.4	避難路
路線名	区間		延長(m)	備考	
魚切中線	長藤120	～	長藤111	261.5	避難路
魚切支線	長藤137-1	～	長藤137-3	51.3	避難路
大和原線	長藤237	～	長藤242	183.1	避難路
上田線	長藤350-4	～	長藤331	71.0	避難路
井田線	長藤381	～	長藤392	125.1	避難路
御領団地1号線	都賀本郷406	～	都賀本郷409	97.9	避難路
御領団地2号線	都賀本郷406	～	都賀本郷406	72.7	避難路
御領団地3号線	都賀本郷406	～	都賀本郷406	36.1	避難路
御領団地4号線	都賀本郷406	～	都賀本郷406	39.3	避難路
御領団地5号線	都賀本郷406	～	都賀本郷406	66.7	避難路
御領団地6号線	都賀本郷406	～	都賀本郷406	72.4	避難路
御領団地7号線	都賀本郷406	～	都賀本郷406	33.2	避難路
御領団地9号線	都賀本郷406	～	都賀本郷406	33.3	避難路
御領団地10号線	都賀本郷406	～	都賀本郷406	27.3	避難路
宮崎線	村之郷331	～	村之郷450-2	89.5	避難路
三宅線	都賀本郷386-2	～	都賀本郷314	256.7	避難路
西光寺線	宮内502-1	～	宮内403-3	103.4	避難路
恵比寿横線	上野475-6	～	上野477-4	136.1	避難路
上野上線	上野368-1	～	上野393-2	112.3	避難路
大浦線	長藤271-2	～	都賀行1405-1	348.2	
火の谷線	長藤348-7	～	長藤326	87.9	避難路
潮中線	潮村300-2	～	潮村300-1	57.2	避難路
岩田屋線	長藤743-2	～	長藤744	118.8	避難路
郷上教宅線	都賀行90-22	～	都賀行90-20	35.6	避難路
郷上中線	都賀行903	～	都賀行91	24.7	避難路
原中線	長藤237-1	～	長藤177-1	274.7	避難路
本郷中支線	都賀本郷157	～	都賀本郷332-1	429.4	
大原迫中線	都賀本郷735-2	～	都賀本郷524	374.3	避難路
飯谷支線	上野196-1	～	上野813	372.8	避難路
潮上川戸線	潮村1	～	潮村328-1	455.4	
志田原線	長藤927-13	～	長藤920-7	2,786.4	
都賀大橋光宅寺線	都賀西437-1	～	都賀西303-23	781.8	避難路
梨之木原線	村之郷168-2	～	村之郷234-2	157.8	
大原峠線	村之郷1251-6	～	村之郷1251-7	88.6	避難路
新飯谷線	上野898-4	～	上野309-9	456.5	避難路

3 農道

(平成31年1月1日)

路線名	区間		延長(m)	備考	
酒谷上農道	酒谷364-2	～	酒谷364-2	806	避難路
酒谷下農道	酒谷64	～	九日市734-2	935	避難路
坂根農道	千原240-2	～	千原274	470	避難路
京覽原農道	京覽原308-4	～	京覽原231-5	881	避難路
片山農道	九日市535-2	～	九日市64-2	2,126	避難路
片山上農道	九日市1510-1	～	片山214	151	避難路
中の段農道	吾郷285-2	～	吾郷235-1	316	避難路
報恩寺下農道	浜原301-1	～	浜原298-1	244	避難路
水越農道	内田146-1	～	内田406-3	1,103	避難路
天津通り農道	吾郷432-3	～	吾郷443-3	134	避難路
野間農道	粕渕651-1	～	粕渕1181	5,157	避難路

野間 2 号農道	粕渕1099-1	～	粕渕1103-4	339	避難路
別府中山農道	別府130-11	～	別府841-3	360	避難路
角石農道	惣森323-5	～	惣森325-3	170	避難路
箱茂農道	小松地153-7	～	小松地153-7	173	避難路
浜の屋農道	内田355-1	～	内田228-3	819	避難路

路線名	区間	延長(m)	備考
奥山農道	吾郷457	～	奥山477-2
大邑広域農道	別府780	～	内山482-1
新屋農道	小松地448-1	～	小松地692
湧利原	九日市695-2	～	九日市716-2
猪子田楨谷農道	九日市370-1	～	九日市751-1
宮内中農道	宮内728-9	～	宮内967-1
邑南農道	羽須美境(江の川)	～	上野1141-1
比敷村之郷線	比敷27-1	～	村之郷1178-2
猪子田農道	九日市矢上横	～	九日市田部前
石見高山農道	信喜字石見谷屋1177	～	高山二本柄225
石原下農道	石原農道終点	～	石原大反谷入口
土居谷農道	上川戸153	～	上川戸210
井元農道	九日市桜井横	～	九日市森脇横
小畠農道	粕淵野間三叉路	～	粕淵小畠
吾郷高原農道	吾郷高原前	～	吾郷稻ヶ平
四日市農道	久保福田前	～	久保四日市
田中農道	久喜原観音寺停留	～	久喜原田中前
檜高農道	港檜高前県道	～	港檜高前
窪田農道	久喜原松代	～	久喜原松代前
大野農道	久喜原大野前県道	～	久喜原大野前
栗原上農道	栗原血谷川村田前	～	栗原村田前
別曾農道	吾郷別曾入口	～	吾郷別曾柿の木迫
千原農道	原県道	～	者割
久西農道	上川戸久西藤川田	～	川上戸新田前
地頭所農道	小谷357-3	～	地頭所154-1
山根農道	惣森687	～	惣森253
上川戸農道	上川戸323	～	上川戸332
沢野農道	港983	～	港1044
五反田農道	九日市289-1	～	九日市463
野間 1 号幹線	粕渕野間別荘団地	～	粕渕813-1
分附白石農道	志君308-4	～	志君313-2
志君下農道	志君92-3	～	志君108-1
片山下農道	九日市58-1	～	熊見249-1
上里草内田農道	内田293	～	内田355-10
柿田農道	戻谷267-1	～	戻谷304-4
清水農道	乙原797	～	乙原799-2
坂根田農道	吾郷121	～	吾郷129
浜原元町農道	浜原318-2	～	浜原309-1
大元農道	乙原557-1	～	乙原555-5
宮の谷農道	吾郷429	～	吾郷393
宮の原農道	浜原415	～	浜原1100
地頭所上農道	地頭所99	～	地頭所55-1
中島農道	上川戸675-1	～	上川戸796-1
本山根農道	吾郷91-1	～	吾郷92ツ1
久西田台農道	上川戸458-4	～	上川戸442-2
花田農道	湯抱59-3	～	志君582
坂根田上農道	吾郷137	～	吾郷136
林原農道	乙原206	～	乙原246
角桶中農道	乙原23	～	乙原8

④ 4-3 道路の現況

久西中農道	上川戸528	～	上川戸752-8	323	避難路
越路谷農道	地頭所10-1	～	小谷375	99	
滝原農道	滝原225-1	～	滝原19	383	避難路
浜原下農道	浜原346-3	～	浜原256-4	128	避難路
本山根沖農道	吾郷88-4	～	吾郷89-5	128	
高原港農道	吾郷427-1	～	吾郷444-2	264	避難路
長通農道	乙原81	～	乙原82	99	避難路
路線名	区間	延長(m)	備考		
林原沖農道	乙原204-3	～	乙原237-3	139	
中原農道	地頭所314-2	～	地頭所281-1	153	避難路
河木谷農道	乙原49	～	乙原525	146	避難路
宮農道	乙原382	～	乙原308-1	449	避難路
地頭所中農道	地頭所125-1	～	地頭所102	121	避難路
福田農道	信喜271-1	～	信喜242	211	避難路
横前農道	信喜211-3	～	信喜226-5	263	避難路
灰屋沖農道	粕淵34-4	～	粕淵36	80	避難路
乙原沖農道	乙原24	～	乙原17	88	避難路
乙原中農道	上川戸322ツ1	～	上川戸343	150	
平岡農道	乙原53(県道)	～	乙原53(平岡前)	51	避難路
久西上農道	上川戸454-1	～	上川戸438-1	111	
三日谷農道	上川戸279	～	上川戸594	489	避難路
温地農道	上川戸128-2	～	上川戸118	225	避難路
宮前農道	乙原181	～	乙原152-3	106	避難路
出の原農道	地頭所326-1	～	地頭所316-3	222	避難路
南谷上農道	浜原153-1	～	浜原150-1	112	避難路
井戸尻農道	高畠132-3	～	高畠129-1	177	
下緋手農道	高畠16-1	～	高畠35	165	
大光寺農道	上川戸326	～	上川戸340	50	
青石下農道	上川戸675-2	～	上川戸675-1	122	
橋本農道	信喜260-4	～	信喜260-3	68	避難路
小迫上農道	久保45-1	～	粕淵390-1	457	避難路
本郷農道	上川戸19-1	～	上川戸3-1	410	
土井田農道	信喜710-1	～	信喜529-1	630	避難路
大池農道	吾郷1876-1	～	吾郷1874	106	
小原農道	役場裏			158	避難路
京覧原下農道	京覧原22-1	～	京覧原20-4	111	
松村農道	地頭所381	～	久喜原40-2	580	避難路
繩手農道	粕淵239-5	～	粕淵457-4	329	避難路
中緋手農道	高畠122-1	～	高畠20-3	245	
灰屋農道	粕淵27-1	～	粕淵20-2	245	避難路
沖林覚法寺農道	吾郷295-1	～	吾郷301	107	避難路
竹下農道	地頭所162-2	～	地頭所83-2	135	避難路
築瀬中手農道	築瀬153-8	～	築瀬161-1	182	避難路
杭立農道	乙原310	～	乙原339-1	297	避難路
信喜中島農道	信喜213-1	～	信喜149-1	316	避難路
乙原宮の原農道	乙原293	～	乙原268-1	104	避難路
大池沖農道	吾郷384-1	～	吾郷388-1	249	
小林宮の迫農道	小林1879-3	～	小林70-2	599	避難路
上川戸乙原沖農道	上川戸318-5	～	上川戸321-1	132	
神社農道	築瀬158-1	～	築瀬98	469	避難路
湯抱坂根田農道	湯抱63	～	湯抱69	175	避難路
弥勒寺農道	吾郷1655	～	吾郷477-2	380	避難路
栗原農道	吾郷600-1	～	吾郷699-2	509	避難路
栗原支線農道	吾郷646	～	吾郷644-5	93	避難路
石原農道	町道：石原193-2	～	石原130-1	330	避難路
別府上農道	国道：西念寺前	～	山崎一郎前	324	避難路

下日南農道	酒谷（町道連水線）	～	正部前	200	避難路
滝原上農道	住田宅横	～	坂井宅横	221	避難路
滝原下中央農道	品川宅横	～	宮ノ下	508	避難路
滝原下支線農道	滝原下中央農道	～	小林卓前	86	避難路
中岡農道	集会所下	～	福田農道	174	避難路
高畠農道	県道（高畠ほ場）	～	農道中繩手	108	
熊見上農道	町道三叉路	～	農道片山下線	160	避難路
小井戸農道	水越農道	～	県道邑智大森線	1,300	避難路
路線名	区間	延長(m)	備考		
桜谷配水地農道	桜谷172-4	～	桜谷474-4	217	
杉谷水越線農道	内田245-6	～	内田406-3	850	避難路
高橋農道	県道瑞穂赤来線・西教寺前	～	村之郷67-1	435	避難路
宮内山根農道	農道上宮内線宮内261	～	町道宮内村之郷線	243	避難路
シイの木農道	都賀行74-5	～	都賀行64-3	146	
山根農道	町道都賀西都賀行線	～	都賀行952-2	147	避難路
中須賀農道	町道都賀西都賀行線	～	都賀行946-1	753	
小笛目農道	町道都賀西都賀行線	～	都賀行626-1	186	
本郷中農道	町道本郷町中線（石見都賀駅）	～	町道本郷山手線	367	避難路
第1沖の原農道	町道都賀西都賀行線	～	第2沖の原農道先	147	
第2沖の原農道	町道都賀西都賀行線	～	町道都賀西都賀行線	698	
砥石谷農道	町道藤野屋但馬線	～	都賀行423-2	178	
畠部農道	町道西下線	～	第1小浜農道	98	避難路
第1小浜農道	町道西中線	～	第2小浜農道	229	
第2小浜農道	町道都賀西都賀行線	～	町道西下線	160	
西大年農道	町道樋ノ口線	～	都賀西135	82	避難路
荷越瀬農道	国道375号線（新都橋）	～	町道本郷町中線	171	
第1大浦農道	町道都賀西都賀行線	～	藤本宅前	236	
第2大浦農道	第1大浦農道	～	町道都賀西都賀行線	574	

4 林道

() 書は全体分（平成16年10月1日）

路線名	区間	延長(m)	備考
作木大和林道	三次市作木守山西536-1 ～ 上野416-2	3,980	避難路
角谷林道	都賀西717-5 ～ 邑南町高見	4,657	避難路
大和林道	長藤958 ～ 宮内788	3,404	避難路
湯抱池田林道	別府336-1 ～ 大田市三瓶町池田1240	(13,516) 11,244	
上宮内林道	宮内275 ～ 宮内1365	1,650	避難路
信喜林道	滝原73-3 ～ 都賀行796-3	(9,311) 7,443	避難路
田代谷林道	小松地241-2 ～ 惣森169-1	2,462	避難路
港吾郷林道	吾郷183-2 ～ 吾郷326	7,136	避難路
小林林道	惣森69-2 ～ 小林21	2,021	避難路
滝原林道	滝原1 ～ 滝原373-3	642	避難路
酒谷久西林道	九日市535-1 ～ 九日市680	608	避難路
湯谷上山林道	大田市三瓶町上山773-1 ～ 千原427	(2,668) 2,416	避難路
湯抱林道	湯抱507-3 ～ 湯抱515	1,295	
角石林道	志君3 ～ 志君511-2	1,560	
潮曲利林道	潮村457-3 ～ 長藤666-1	1,291	避難路
乙谷林道	比敷229 ～ 都賀西333	1,519	避難路
一本木林道	都賀本郷137-1 ～ 都賀本郷713-9	3,115	
分附林道	志君304 ～ 志君331	2,928	
大野林道	千原589 ～ 千原592	1,330	避難路

④ 4-3 道路の現況

尻廻林道	志君1550-2	～	志君	1,400	
光堵林道	酒谷706	～	酒谷333	869	避難路
戸風呂谷林道	別府297	～	別府771	1,215	避難路
南谷林道	浜原159-2	～	浜原482-32	806	
三郎谷林道	信喜301-1	～	信喜855	1,231	
小屋の奥谷林道	高山133	～	高山203-5	1,032	避難路
下谷林道	地頭所454	～	地頭所462	619	
河木谷	乙原480-5	～	乙原41-1	4,550	避難路
上川戸久保林道	上川戸417-6	～	久保	3,687	
路線名	区間	延長(m)	備考		
越路谷林道	小谷376-2	～	小谷531	920	
土居谷林道	上川戸219	～	上川戸688	980	
火打谷林道	築瀬492-5	～	高山2	4,822	避難路
飯谷林道	上野864	～	上野282	617	避難路
奥畠林道	都賀行414	～	宮内1182	2,837	避難路
村之郷林道	村之郷677-1	～	村之郷1337	420	避難路
畠林道	村之郷578	～	村之郷売りが原	764	避難路
潮谷林道	長藤1205-2	～	長藤1030-2	920	避難路
志田原林道	長藤513	～	長藤923	734	
大原迫林道	都賀本郷705-2	～	都賀本郷712-4	1,229	避難路
防路林道	上野496-1	～	上野980	780	
松の奥林道	都賀本郷219-4	～	都賀本郷516	262	
比敷林道	比敷243	～	比敷372-2	1,001	避難路
右谷林道	上野860	～	上野862-2	260	
宮内谷林道	都賀行974-4	～	都賀行987-1	323	避難路
魚切飯谷林道	長藤23-1	～	上野383	6,005	
高梨林道	長藤967-1ホ1	～	長藤564	483	
頃谷林道	都賀行790-6	～	都賀行788	1,100	
新造寺林道	上野416-2	～	上野972	3,000	
生谷林道	都賀西437	～	都賀西543-3	2,565	避難路
野間林道	粕渕1294-1	～	粕渕1255	1,255	避難路

4-4 災害時要支援者関連施設一覧表

老人福祉・介護関係施設

No.	施設名	定員	住所	電話	FAX	対象災害
1	指定介護老人福祉施設 双葉園	50	滝原 167-1	75-1870	75-1871	土砂
2	吾郷センター（通所介護）	—		75-0974	75-0434	土砂
3	デイサービス やすらぎの里別府（通所介護）	—	別府 8-5	75-8185	75-1600	土砂
4	養護老人ホーム まほろば大和	50	都賀本郷 158-1	82-2163	82-2170	土砂
5	指定介護老人福祉施設 ハートランド双葉園	30	長藤 745-5	82-2500	82-2600	土砂
6	グループホーム マホロバの里	8		82-2506		土砂
7	デイサービスセンター つくし苑（通所介護）	—	潮村 300-1	82-2841	82-2842	土砂

身体障害者施設等

No.	施設名	定員	住所	電話	FAX	対象災害
1	社会就労センター邑智園（併設通所 20名あり）	50	小谷 361	77-0041	77-0411	土砂
2	サポートハウス わかば	6	粕渕 146-1	75-0636		土砂
3	サポートハウス あおば	6	粕渕 117-1	75-0687		土砂
3	サポートハウス さくら	6	粕渕 117-1	75-0991		土砂

児童福祉施設

No.	施設名	定員	住所	電話	FAX	対象災害
1	おおち保育園	120	粕渕 37-4	75-0054	74-6262	土砂
3	都賀保育園	45	都賀西 323	82-2217	82-2217	浸水（江の川）

学校教育施設

No.	施設名	定員	住所	電話	FAX	対象災害
1	邑智小学校	—	粕渕 93	75-0024	75-0144	土砂
2	大和小学校	—	都賀西 311-4	82-2009	82-2009	土砂・浸水（江の川）
3	邑智中学校	—	粕渕 117	75-0132	75-0153	土砂
4	大和中学校	—	長藤 195	82-2042	82-3095	土砂・浸水（江の川）

※ 災害時要支援者関連施設には、総務課又は所管課から伝達する。

※ その他洪水予報等の伝達系統は、美郷町水防計画による。

4-5 災害時特設公衆電話設置施設一覧表

NO	施設名	住所	想定収容人数
1	吾郷体育館	島根県美郷町築瀬 178	93
2	みさと館	島根県美郷町粕渕 168	200
3	浜原隣保館	島根県美郷町浜原 122	89
4	沢谷体育館	島根県美郷町九日市 118	133
5	君の谷農村塾	島根県美郷町京覧原 273-1	107
6	比之宮交流センター	島根県美郷町宮内 562-5	183
7	まほろば福祉センター	島根県美郷町都賀本郷 163	219
8	潮会館	島根県美郷町潮村 136	117
9	都賀行交流センター	島根県美郷町都賀行 120-1	167

5 通信に関する資料

美郷町防災行政無線局の設置及び管理等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、美郷町防災行政無線局（以下「防災行政無線局」という。）の設置及び管理等に関し、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 防災行政無線局の設置は、防災、災害緊急時の情報及び行政事務等に関する情報を迅速かつ的確に伝えることで、安全で安心なまちづくりを推進し、もって住民の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 同報系 同報通信方式により、親局からの情報を屋外拡声子局及び戸別受信機を通じて一斉に伝達する通信系統をいう。
- (3) 移動系 単信方式及び複信方式により基地局と陸上移動局及び陸上移動局相互間で通話を行う通信系統をいう。
- (4) 親局 同報系の通信の運用を総合的に管理、統制するために設置する無線局をいう。
- (5) 中継局 電波を町全域に有効に送るための中継設備をいう。
- (6) 屋外拡声子局 同報系の無線送受信設備で、親局からの電波を受けて、拡声装置により情報を伝達するため屋外に設置するものをいう。
- (7) 戸別受信機 同報系の無線受信装置で、屋内に設置するものをいう。
- (8) 統制局 移動系の無線局を統括し、通信の運用を統制する無線局をいう。
- (9) 基地局 陸上移動局との通信を行うために開設する、移動しない無線局をいう。
- (10) 陸上移動局 車載型、携帯型又は半固定型で、主に陸上を移動して通信を行う無線局をいう。

(構成)

第4条 防災行政無線局は、同報系無線及び移動系無線の2系統により構成する。

(種類及び設置場所)

第5条 防災行政無線局の種類及び設置場所は、別表のとおりとする。

(業務区域)

第6条 防災行政無線局の業務を行う区域は、町全域とする。

(管理)

第7条 防災行政無線局は、町が管理する。ただし、戸別受信機の管理については、別に規則で定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

種類		設置場所	
1	同報系	親局	久保22番地3 防災センター内
2	同報系	中継局	滝原313番地15 滝原山無線中継所内
3	同報系	中継局	地頭所563番地2 地頭所中継所内
4	同報系	中継局	上野1033番地5 田之原中継所内
5	同報系	屋外拡声子局	乙原753番地4
6	同報系	屋外拡声子局	潮村272番地9
7	同報系	中継局	石原276番地5 千原コミュニティセンター 敷地内
8	同報系	屋外拡声子局	別府50番地2 別府公民館 敷地内
9	同報系	屋外拡声子局	京覧原248番地6
10	同報系	屋外拡声子局	港963番地2
11	同報系	屋外拡声子局	乙原59番地4 乙原集会所 敷地内
12	同報系	屋外拡声子局	築瀬178番地 旧吾郷小学校 敷地内
13	同報系	屋外拡声子局	粕渕117番地1 邑智中学校 敷地内
14	同報系	屋外拡声子局	浜原122番地 旧浜原小学校 敷地内
15	同報系	屋外拡声子局	九日市305番地
16	同報系	屋外拡声子局	都賀行90番地16 都賀行隣保館 敷地内
17	同報系	屋外拡声子局	都賀行582番地25 高梨集会所 敷地内
18	同報系	屋外拡声子局	長藤352番地5 韶谷集会所 敷地内
19	同報系	屋外拡声子局	宮内700番地2 宮内ポンプ倉庫 敷地内
20	同報系	屋外拡声子局	村之郷533番地3
21	同報系	屋外拡声子局	比敷88番地3
22	同報系	屋外拡声子局	都賀西281番地1 基幹集落センター 敷地内
23	同報系	屋外拡声子局	上野78番地3 町民体育館 敷地内
24	同報系	屋外拡声子局	都賀本郷163番地 大和事務所 敷地内
25	移動系	統制局	粕渕168番地 町庁舎 敷地内
26	移動系	基地局	上野1033番地5 田之原中継所内
26	移動系	陸上移動局	車載型
27	移動系	陸上移動局	携帯型

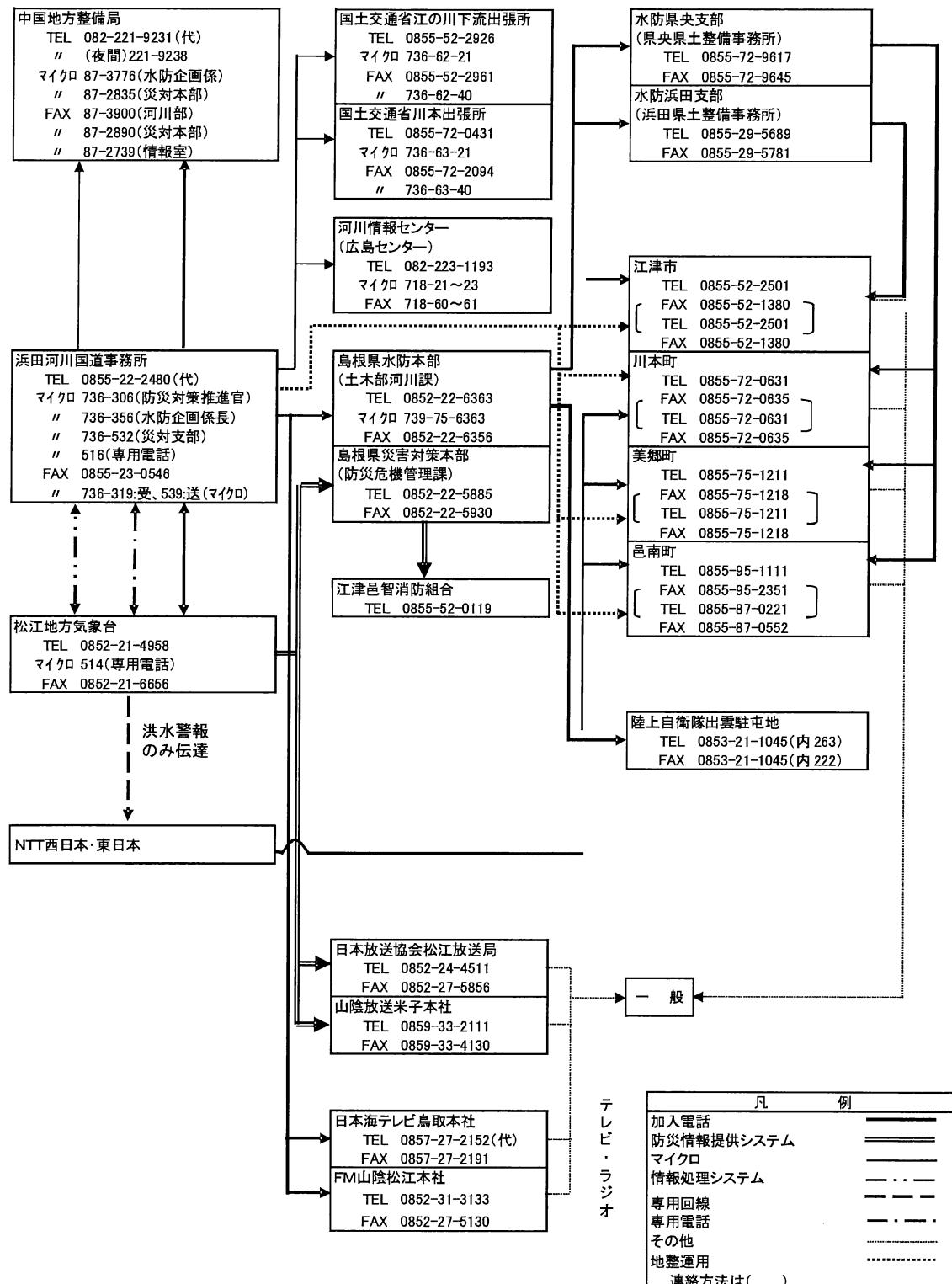
5-2 市町村防災行政用等無線通信施設整備状況

(平成31年4月1日)

市町村別	種類	無線通信系				移動施設		搬用	
		固定局		中継局	子局	基地局	車載用	搬用	搬用
		屋外(基)	戸別(戸)						
美郷町	防災行政 ④ 防災公園内データセンター ⑤ 本庁放送室 ⑥ 本庁値直室	3局F3E 1局F3E	5W 1W	19局 内2局が 再送信	1W 2,115	④ 徒歩終務課 ⑤ 徒歩終務課、建設課	10W (10W 4台、5W 5台)	徒歩駐車場8台 (10W 4台、5W 5台)	徒歩終務課 10台 1W
						④ 大和事務所	役場 3台 10W	役場 5台 1W 消防車 5台 5W 消防車 1W 22台	

5-3 江の川下流洪水予報伝達系統図

江の川(下流)洪水予報伝達系統図



6 関係法令による基準等に関する資料

6-1 災害救助法による救助の種類、対象、期間

(平成17年度現在)

救助の種類	対象	期間	備考
応急仮設住宅の供給	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内着工	1 基準面積は平均1戸当たり29.7m ² であればよい。又実情に応じて市町村相互間によって対象数の融通ができる。 2 供与期間2年以内 3 県外からの輸送費は別枠とする。 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	災害発生の日から7日以内	1 避難所設置費には天幕借上仮設便所設置費等一切の経費を含むものとする。 2 輸送費は別途計上
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩し	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

④ 6-1 災害救助法による救助の種類、対象、期間

	た者であつて災害のため助産の途を失つた者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）		
災害にかかった者 の 救 出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	災害発生の日から1か月以内	対象数は市町村ごとに半壊（焼）世帯数の3割以内。ただし実情に応じて、市町村相互間において対象数の融通ができる。
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から、教科書及び教材は1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて給与する。
埋 葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬を実施する者に支給	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過した者は一応死亡した者と推定している。
遺 体 の 处 理	災害の際に死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上
障 害 物 の 除 去	1 自分では除去することのできない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合	災害発生の日から10日以内	対象数は市町村ごとに半壊又は床上浸水世帯数の1.5割以内。ただし実情に応じ市町村相互間において、対象数の融通ができる。

(注) 期間については、厚生労働大臣の承認により期間延長することができる。

6-2 激甚災害の指定基準等

1 激甚災害の指定基準（昭和37年12月7日 中央防災会議決定）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定基準は、次による。

（平成12年10月31日現在）

適用すべき措置	指 定 基 準
激甚法第2章 (第3条～第4条) 公共土木施設災害 復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A基準 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×0.5%</p> <p>B基準 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×0.2%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の標準税収入×25% 又は (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額>当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×5%</p>
激甚法第5条 農地等の災害復旧 事業等に係る補助 の特別措置	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A基準 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>B基準 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×4% 又は (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額>10億円</p>
激甚法第6条 農林水産業共同利 用施設災害復旧事 業費の補助の特例	<p>次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込み額が50,000千円以上と認められる場合は除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×1.5%で激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
激甚法第8条 天災による被害農 林漁業者等に対する 資金の融通に関する暫定措置の特 例	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>A基準 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>B基準 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×3%</p>

④ 6-2 激甚災害の指定基準等

<p>激甚法第11条の2 森林災害復旧事業 に対する補助</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A基準 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得推定額×5% (樹木に係るもの) (木材生産部門)</p> <p>B基準 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得推定額×1.5% (樹木に係るもの) (木材生産部門) かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得推定額×60% (2) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得推定額×1.0%</p>
<p>激甚法第12条、第13条及び第15条 中小企業信用保険法による災害関係 保証の特例等</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A基準 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>B基準 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2% ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>激甚法第16条 公立社会教育施設 災害復旧事業に対する補助 激甚法第17条 私立学校施設災害 復旧事業に対する 補助 激甚法第19条 市町村が施行する 感染症予防事業に 関する負担の特例</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される場合適用 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>
<p>激甚法第22条 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A基準 被災地全域滅失住宅戸数≥4,000戸</p> <p>B基準 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p> <p>1 被災地全域滅失住宅戸数≥2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数≥200戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数≥10%</p> <p>2 被災地全域滅失住宅戸数≥1,200戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数≥400戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数≥20%</p>

激甚法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される場合適用 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第5条の措置が適用される場合適用
上記以外の措置	災害発生のつど、被害の実情に応じて個別に考慮

2 局地激甚災害の指定基準（昭和43年11月22日 中央防災会議決定）

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定する。適用すべき措置の指定基準は、次による。

(平成12年10月31日現在)

適用すべき措置	指 定 基 準
1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて、激甚法第2章の措置 2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置	1 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税収額×50%に該当する市町村（当該査定事業費10,000千円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。
1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置 2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置	2 農地、農業用施設等災害関係 当該市町村の区域内の災害に係る農地等災害復旧事業（法第5条第1項規定の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10%に該当する市町村（災害復旧事業に要する経費が10,000千円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。

④ 6-2 激甚災害の指定基準等

右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置	<p>3 林業災害関係 当該市町村の区域内の災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）>当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×150%（ただし、当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満の場合は除く。）、かつ大火による災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね25%を超える市町村が1以上ある災害</p>
右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条及び第15条の措置	<p>4 中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の災害に係る中小企業関係被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10%に該当する市町村（当該被害額が10,000千円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。</p>

(注) 局地激甚災害の指定については、1月～12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月頃に手続きを行う。

6-3 従事命令を受けた者の実費弁償

(H24.7.3改正)

区分	範囲	限度額（1人1日当たり）		期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人 1日 当た り	医師、歯科医師……………21,000円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技、 臨床工学技士及び歯科衛生士15,000円以内 保健師、助産師、看護師…15,100円以内 土木技術・建築技術者……15,800円以内 救急救命士14,400円以内 大工15,100円以内 左官13,800円以内 とび職14,900円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は、別途定める額

7 災害危険箇所に関する資料

7-1 町内の災害危険箇所総括表

危険箇所の種類	区分	内訳等	
なだれ危険箇所	県(森林整備課)	7箇所	
	県(道路維持課)	—	
	県(砂防課)	21箇所	
地すべり危険箇所	国土交通省関係	危険箇所	4箇所 (129.20ha)
		法指定箇所	1箇所 (20.50ha)
	農林水産省関係 (耕地)	危険箇所	22箇所 (939.17ha)
		法指定箇所	18箇所 (927.77ha)
	農林水産省関係 (林地)	危険箇所	— (—)
		法指定箇所	— (—)
	合 計	危険箇所	26箇所 (1,068.37ha)
		法危険箇所	19箇所 (948.27ha)
土石流危険渓流	土木関係	128箇所	
崩壊土砂流出危険地区	農林関係	危険度A	23箇所
		危険度B	94箇所
		危険度C	295箇所
		合 計	412箇所
砂防指定地		渓流数	41本
		箇所数	50箇所
		面積	279.737ha
山腹崩壊危険箇所		危険度A	9箇所
		危険度B	35箇所
		危険度C	133箇所
		合 計	177箇所
急傾斜地崩壊危険箇所		危険箇所	50箇所
		法指定箇所	25箇所 (35.286ha)

(『島根県地域防災計画(資料編)』(平成25年4月) より)

④ 7-3 地すべり危険箇所

7-3 地すべり危険箇所

1 国土交通省関係

〈危険箇所〉

箇所番号	箇 所 名	箇所番号	箇 所 名
146	信 喜	148	滝 原
147	石 見	149	吾 郷

〈法指定箇所〉

番号	地区名	告 示 年 月 日	受益面積 (ha)
1	滝 原	昭和51年10月14日	20.5

2 農林水産省関係（耕地）
(構造改善局所管)
<危険箇所>

地区名	1 / 2.5万 所在地		地すべり危険地の概要						被害の対象		
	図幅名	町・村 大字・字	地積(計)	耕地(ha)	その他(ha)	法令指定等(ha)	農用地(ha)	農業用施設(ha)	人家戸	その他重要施設	総合判定
小林東	石見小原	邑智町 小林	36.5	16.3	20.2		16.3			13 市町村道	A
京覽原	石見小原	邑智町 京覽原	12.0	6.6	5.4		6.6			6 小学校、県道	B
光蛇	野萱	邑智町 酒谷	15.0	12.5	2.5	保安林	6.5	農道、ため池、用排水路	4	県道、市町村道	A
運水	野萱	邑智町 酒谷	10.0	6.0	4.0		6.0	農道、用排水路	6	市町村道	B
上川戸	石見小原	邑智町 上川戸	10.0	6.0	4.0		3.0	農道、用排水路	5	県道	A
龜村	石見小原	邑智町 龜村	32.0	26.0	6.0		6.5	農道、ため池、用排水路	11	博物館、市町村道	B
小原	石見小原	邑智町 牝淵	42.0	35.0	7.0	砂防指定	9.0	農道、用排水路	7	小学校、県道、国道	B
灰屋	石見小原	邑智町 湯抱	23.0	16.0	7.0	保安林	7.0	農道、用排水路	6	国道、市町村道	B
8			180.5	124.4	56.1		60.9				

区域名	ふりがな	所在地	指定番号	指定年月日	指定面積合計	田	畠	樹園地	林地	その他	地区数 内追加
久保	くぼ	邑智町	1046	S38.8.10	42.79	4.53	2.28		35.55	0.43	1
板谷	かいたらがい	邑智町	334	S38.3.12	34.69	9.81	2.39		21.35	1.14	1
寺谷	てらだに	邑智町	669	S42.1.24	35.36	15.59	4.12		14.31	1.34	1
小松地西	こまつじにし	邑智町	170	S42.1.24	20.80	10.24	2.37		7.52	0.67	1
小松地東	こまつじひがし	邑智町	527	S42.3.31	40.50	18.20	2.88		17.38	2.04	1
惣森	そうもり	邑智町	1920	S42.12.20	37.70	9.86	7.90		10.44	9.50	1
久保(追加)	くぼついか	邑智町	1909	S44.12.11	22.59	5.75	2.29		3.30	11.25	1
板谷(追加)	かいたらがいついか	邑智町	1908	S44.12.11	36.35	16.70	2.60		7.00	10.05	1
別府	べっぷ	邑智町	459	S46.3.16	179.00	55.24	7.54		62.00	54.22	1
奥山	おくやま	邑智町	387	S47.3.17	93.95	24.30	35.60		29.70	4.35	1
片山	かいたやま	邑智町	386	S47.3.17	84.17	34.50	7.40		35.37	6.90	1
上里草	あがりぐさ	邑智町	442	S48.3.14	42.00	12.70	4.86		16.14	8.30	1
小林	こばやし	邑智町	384	S56.3.18	15.75	5.12	0.45	0.48	7.71	1.99	1
内田	うちだ	邑智町	477	S61.3.25	21.46	4.86	0.48		9.98	6.14	1
猪子田	いのこだ	邑智町	459	H1.3.29	95.57	21.01	3.54	0.80	59.48	10.74	1
西の原	にののはら	邑智町	470	H2.3.29	65.44	12.39	1.96		39.67	11.42	1
酒谷西	さけだににし	邑智町	1863	H8.12.2	22.85	5.13	1.90		11.02	4.80	1
酒谷東	さけだにひがし	邑智町	1862	H8.12.2	36.80	10.85	3.06	0.12	17.30	5.47	1
18					927.77	276.78	93.62	1.40	405.22	150.75	18 2

〈法指定箇所〉

番号	地 区 名	告 示 年 月 日	受益面積 (ha)
1	桝谷	昭和38年3月12日	34.69
2	久保	昭和38年8月10日	42.79
3	寺谷	昭和42年1月24日	35.36
4	小松地西	昭和42年1月24日	20.8
5	小松地東	昭和42年3月31日	40.5
6	惣森	昭和42年12月20日	37.7
7	桝谷(追加)	昭和44年12月11日	36.35
8	久保(追加)	昭和44年12月11日	22.59
9	別府	昭和46年3月16日	179
10	片山	昭和47年3月17日	84.17
11	上里草	昭和48年3月14日	42
12	奥山	昭和47年3月17日	93.95
13	小林	昭和56年3月18日	15.75
14	内田	昭和61年3月25日	21.46
15	猪子田	平成元年3月29日	95.57
16	西の原	平成2年3月29日	65.44
17	酒谷東	平成8年12月2日	36.8
18	酒谷西	平成8年12月2日	18.85

7-4 土石流危険渓流

土石流危険渓流 1

水系名	河川名	渓流名	字	人口	人家戸数	災害時要援護者 関連施設	左記以外の施設	耕地面積 (m ²)
				(人)	(戸)			
1 江の川	尻無川	山崎谷川	別府	18	7		J A	18,000
2 江の川	尻無川	品川谷川	別府	13	5			3,000
3 江の川	尻無川	大釜ヶ谷	湯枹	3	1			4,900
4 江の川	尻無川	寺脇谷川	湯枹	8	3			2,500
5 江の川	大友谷川	大友谷川	石原	13	5			3,400
6 江の川	沢谷川	えいしわら	石原	15	6			0
7 江の川	沢谷川	岩井谷川①	石原	13	5			7,200
8 江の川	岩井沢谷川	岩井谷川②	石原	8	3			0
9 江の川	沢谷川	岩井谷川③	石原	13	5			19,000
10 江の川	沢谷川	木村上谷川	石原	28	11			0
11 江の川	沢谷川	高梨谷川	石原	20	8			32,400
12 江の川	沢谷川	免谷川	千原	33	13		坂根老人集会所	8,000
13 江の川	沢谷川	者割	千原	18	7		深谷教会	14,000
14 江の川	沢谷川	提廻川	千原	18	7		深谷教会	9,200
15 江の川	沢谷川	釜ヶ谷川	千原	15	6		原集会所	24,400
16 江の川	沢谷川	掛合川	九日市	10	4		隠居前鍼灸院	900
17 江の川	沢谷川	銅ヶ谷川	九日市	13	5		N T T 沢谷電話交換局	0
18 江の川	沢谷川	観音谷川	九日市	13	5			3,200
19 江の川	沢谷川	谷川	九日市	30	12			36,000
20 江の川	沢谷川	井元谷川	九日市	18	7			5,600
21 江の川	沢谷川	片山①ノ谷	片山	5	2		西福寺	3,600
22 江の川	沢谷川	片山③ノ谷	片山	0	0		片山集会所	6,400
23 江の川	尻無川	小原谷川	粕渕	163	65		美郷町役場	20,800
24 江の川	江の川	報恩寺川	浜原	58	23		専修寺	6,000
25 江の川	江の川	岩倉山谷川	浜原	93	37		妙用寺	4,100
26 江の川	江の川	南谷川	浜原	73	29		浜原隣保館	15,300
27 江の川	沢谷川	上川戸谷川	上川戸	18	7		上川戸集会所	0
28 江の川	沢谷川	三上谷川	上川戸	15	6		上川戸生活改善センター	0
29 江の川	沢谷川	三通谷川	上川戸	13	5		上川戸生活改善センター	0
30 江の川	沢谷川	カジヤ谷川	上川戸	20	8			0
31 江の川	沢谷川	土居谷川	上川戸	33	13		本郷集会所	21,600
32 江の川	江の川	行瀬谷川	信喜	18	7			12,500
33 江の川	江の川	三郎谷川	信喜	20	8		信喜集会所	5,300
34 江の川	江の川	石見谷川①	信喜	13	5			38,200
35 江の川	江の川	石見谷川②	信喜	13	5			32,000
36 江の川	江の川	カラノ谷川	滝原	63	25	ハートランド 双葉園	西光寺	5,000
37 江の川	江の川	越地川	滝原	33	13			13,500
38 江の川	江の川	野井谷	野井	23	9			2,800
39 江の川	江の川	明塙谷	明塙	5	2		教伝寺	2,100
40 江の川	江の川	伊勢の谷川	明塙	38	15			8,000

④ 7-4 土石流危険渓流

41	江の川	江の川	築瀬谷川	築瀬	90	36			0
42	江の川	江の川	中祖谷川	築瀬	78	31		吾郷駐在所	0
43	江の川	江の川	石廻谷川	築瀬	30	12		吾郷公民館	35,000
44	江の川	江の川	段原谷川	築瀬	73	29			0
45	江の川	江の川	中沢谷川	築瀬	88	27			0
46	江の川	江の川	井の奥谷川	乙原	13	5			0
47	江の川	江の川	垣廻谷川	乙原	98	39		教円寺	0
48	江の川	江の川	つづら谷川	乙原	118	47		教円寺乙	24,200
49	江の川	河木谷川	門ヶ谷川	乙原	23	9			0
50	江の川	江の川	関本川	乙原	8	3		乙原集会所	0
51	江の川	江の川	カラ谷川	乙原	5	2			0
52	江の川	君谷川	小谷川	地頭所	8	3	邑智園	金照寺	1,400
53	江の川	君谷川	奥の土居谷	内田	10	4		内田公民館	7,000
54	江の川	君谷川	奥の堀谷川	内田	10	4		内田公民館	4,000
55	江の川	君谷川	渡津谷川	内田	15	6			0
56	江の川	君谷川	小田谷川	京覧原	10	4	君谷診療所		5,100
57	江の川	君谷川	久喜原②ノ谷	久喜原	18	7			39,000
58	江の川	君谷川	川原谷川	地頭所	23	9			7,700
59	江の川	君谷川	落合谷川	地頭所	13	5			7,000
60	江の川	江の川	ケン谷川	吾郷	33	13		浄音寺老憩いの家	9,900
61	江の川	江の川	浄音寺谷川	吾郷	30	12		浄音寺老憩いの家	20,000
62	江の川	江の川	神回谷川	吾郷	20	8		願泉寺 栗原集会所	16,000
63	江の川	江の川	神宮谷川	吾郷	30	12		吾郷集会所	23,000
64	江の川	江の川	寺の奥川	高畠	20	6		高畠自治会館	13,500
65	江の川	江の川	高畠川	高畠	13	5		高畠集会所	6,400
66	江の川	尻無川	半矢川	高畠	18	7			0
67	江の川	志君川	志君④ノ谷	志君	5	2		志君集会所	0
68	江の川	尻無川	才ヶ原谷	粕瀬	8	3	邑智中学校		14,000
69	江の川	沢谷川	下乙原谷	上川戸	13	5			0
70	江の川	沢谷川	上乙原②ノ谷	上乙原	15	6			0
71	江の川	千原川	千原川	湯谷	3	1		千原温泉	0
72	江の川	沢谷川	市谷	酒谷	3	1		酒谷地区簡易水道施設	0
73	江の川	江の川	石見⑤ノ谷	信喜	3	1	老人集会所		7,500
74	江の川	江の川	八幅谷	潮村	18	7			600
75	江の川	江の川	島ヶ谷	潮村	18	7			0
76	江の川	二多合川	潮①ノ谷	潮	5	2	正専寺		0
77	江の川	江の川	潮②ノ谷	長藤	8	3			0
78	江の川	江の川	潮谷川	長藤	18	7	大和荘	潮交流館	34,700
79	江の川	江の川	地ヶ谷	長藤	16	6			900
80	江の川	江の川	上曲谷	長藤	18	7			3,600
81	江の川	響谷川	響谷③ノ谷	長藤	13	5		照立寺 響谷集会所	0
82	江の川	江の川	原②ノ谷	長藤	13	5		道の駅グリーンロード大和	2,400
83	江の川	江の川	杉堂	都賀本郷	57	22	まほろば大和 大和診療所	中組集会所	18,000

84	江の川	江の川	一本杉	都賀本郷	68	26	まほろば大和 大和診療所	中組集会所	38,500
85	江の川	江の川	昭吾谷	都賀本郷	81	31		本郷自治集会所	51,000
86	江の川	江の川	古城	都賀本郷	133	51		本郷上組集会所	13,400
87	江の川	江の川	宮ノ奥谷	都賀本郷	36	14		御領集会所	0
88	江の川	江の川	御堂ノ奥	上野	18	7			0
89	江の川	江の川	ツエケ谷	上野	31	12		上野集会所	0
90	江の川	江の川	ごりょう川	上野	47	18		飯谷集会所	14,300
91	江の川	江の川	松下谷	上野	23	9		高善寺	0
92	江の川	江の川	原田屋	上野	26	10		上野簡易給水施設	10,000
93	江の川	江の川	宮ノ谷	都賀西	21	8			3,000
94	江の川	江の川	大年	都賀西	55	21			4,200
95	江の川	江の川	滝神	都賀西	83	32		基幹集落センター	6,600
96	江の川	江の川	中ノ谷	都賀西	94	36		基幹集落センター	4,800
97	江の川	江の川	淨楽寺谷	都賀西	81	31	都賀保育所	大和小学校	5,000
98	江の川	江の川	長田谷	都賀西	42	16	都賀保育所	大和小学校	20,000
99	江の川	江の川	山目	都賀西	34	13		光宅寺	29,500
100	江の川	江の川	生谷	都賀西	23	9		光宅寺組集会所	34,000
101	江の川	日平川	五割谷	都賀行	107	41		郷下集会所	43,500
102	江の川	日平川	項谷川	都賀行	78	30		郷下集会所	9,600
103	江の川	日平川	上竹奥	都賀行	78	30		郷下集会所	13,500
104	江の川	日平川	安田	都賀行	99	38		郷下集会所	45,000
105	江の川	上畠川	猪之谷①ノ谷	都賀行	3	1		猪之谷生活改善集会所	0
106	江の川	高梨川	奥畠	高梨	73	28		高梨集会所	6,000
107	江の川	高梨川	笛目	高梨	55	21		高梨集会所	2,000
108	江の川	宮内川	宮内川①	村之郷	16	6			7,000
109	江の川	宮内川	村之郷③ノ谷	村之郷	10	4		西教寺	5,300
110	江の川	上官内川	溝口川	宮内	16	6		西光寺	24,300
111	江の川	上官内川	原ヶ迫	宮内	5	2		集会所	26,000
112	江の川	上官内川	米屋ヶ谷	宮内	26	10			29,200
113	江の川	上官内川	屋敷谷	宮内	31	12			39,200
114	江の川	江の川	由利谷	曲利	8	3		曲利集会所	7,500
115	江の川	江の川	郷①ノ谷	都賀行	13	5			0
116	江の川	江の川	松原谷	松原	8	3			3,000
117	江の川	江の川	大浦③ノ谷	大浦	3	1		大浦集会所	3,000
118	江の川	塩谷川	塩谷川④	魚切谷	34	13	大和中学校		0
119	江の川	塩谷川	塩谷川⑧	長藤	0	0		魚切集会所	0
120	江の川	江の川	光宅寺谷②	光安寺	34	13		光宅寺組集会所	34,000
121	江の川	江の川	光宅寺谷③	光安寺	34	13		光宅寺組集会所	42,000
122	江の川	江の川	光宅寺谷④	光安寺	34	13		光宅寺組集会所	41,100
123	江の川	江の川	都賀西①ノ谷	下組	21	8			12,000
124	江の川	江の川	飯谷①ノ谷	上野	10	4		上野ふれあい会館	0
125	江の川	江の川	飯谷②ノ谷	上野	13	5			0
126	江の川	江の川	都賀西②ノ谷	神組	23	9			0
127	江の川	江の川	都賀西③ノ谷	都賀西	19	7			15,000

④ 7-4 土石流危険渓流

128	江の川	江の川	都賀西④ノ谷	都賀西	19	7			0
-----	-----	-----	--------	-----	----	---	--	--	---

7-6 砂防指定地

指定整理番号	告示番号	指定年月日	支渓名	面積 (ha)
93	内告 97	昭和 17 年 3 月 3 日	早水川	12.93
287	建告 1291	昭和 28 年 9 月 14 日	上畠川	0.66
288	建告 1291	昭和 28 年 9 月 14 日	猪谷川	2.88
289	建告 1291	昭和 28 年 9 月 14 日	日平川	1.42
290	建告 1291	昭和 28 年 9 月 14 日	久保川	2.37
291	建告 1291	昭和 28 年 9 月 14 日	渋谷川	2.8
311	建告 695	昭和 32 年 5 月 4 日	火打谷川	1.65
312	建告 695	昭和 32 年 5 月 4 日	早水川(一)	1.82
334	建告 1086	昭和 32 年 9 月 6 日	河木谷川	2.98
348	建告 1645	昭和 34 年 9 月 4 日	千原川	3.97
951	建告 865	昭和 45 年 6 月 2 日	塩谷川	4.8
1005	建告 1574	昭和 46 年 9 月 16 日	上宮内川	3.3
1006	建告 1574	昭和 46 年 9 月 16 日	飯谷川	2.25
1070	建告 1118	昭和 47 年 6 月 20 日	五割谷川	7.64
1071	建告 1118	昭和 47 年 6 月 20 日	湯抱川	17.55
1223	建告 1563	昭和 50 年 12 月 13 日	三反谷川	18.14
1224	建告 1563	昭和 50 年 12 月 13 日	小原谷川	0.86
1292	建告 921	昭和 53 年 5 月 2 日	屋敷谷川	3.07
1293	建告 921	昭和 53 年 5 月 2 日	大反谷川	9.57
1294	建告 921	昭和 53 年 5 月 2 日	保閑川	17.43
1295	建告 921	昭和 53 年 5 月 2 日	保閑谷川	3.76
1350	建告 421	昭和 55 年 3 月 24 日	新造路川	6.7
1401	建告 751	昭和 59 年 3 月 29 日	二多合川及び支川坂本川	2.3
1402	建告 751	昭和 59 年 3 月 29 日	淨業寺谷川	0.4
1423	建告 800	昭和 59 年 3 月 30 日	関本川	0.46
1429	建告 801	昭和 59 年 3 月 30 日	滝神谷川	0.45
1488	建告 650	昭和 60 年 3 月 25 日	滝神谷川	0.08
1580	建告 672	昭和 62 年 3 月 16 日	二多合川	1.82
1581	建告 672	昭和 62 年 3 月 16 日	大野川	1
1662	建告 2166	昭和 63 年 11 月 8 日	大年川	0.73
1700	建告 2123	平成 1 年 12 月 21 日	野間川	1
1807	建告 1196	平成 8 年 4 月 10 日	潮谷川	2.28
1832	建告 521	平成 9 年 3 月 12 日	メラ谷川	30.93
1845	建告 1318	平成 9 年 6 月 12 日	潮谷川	0.01
1891	建告 1321	平成 12 年 5 月 16 日	高梨川	1.74
1909	建告 2393	平成 12 年 12 月 18 日	者割川	37.27
2006	国告 946	平成 18 年 8 月 11 日	古城川	1.72
2010	国告 516	平成 19 年 4 月 25 日	カラノ谷川	12.04
2011	国告 657	平成 19 年 5 月 22 日	つづら谷川	0.15
2012	国告 657	平成 19 年 5 月 22 日	曲利谷川	0.16
2040	国告 1312	平成 22 年 11 月 8 日	一本杉川	35.039
2044	国告 1009	平成 23 年 10 月 6 日	カラノ谷川	0.4
2045	国告 1009	平成 23 年 10 月 6 日	石ヶ迫谷川	7.479
2046	国告 1009	平成 23 年 10 月 6 日	松ノ奥川	0.994
2047	国告 1009	平成 23 年 10 月 6 日	才の元川	0.665
2048	国告 1009	平成 23 年 10 月 6 日	杉堂川	2.214
2077	国告 972	平成 24 年 9 月 3 日	石ヶ迫谷川	0.39
2082	国告 1452	平成 24 年 12 月 13 日	中祖谷川	9.031

7-8 急傾斜地崩壊危険箇所

(危険箇所)

(旧) 邑智町			(旧) 大和村		
自然斜面	湯抱	湯抱	自然斜面	潮村	潮村・潮
	寺谷	惣森・寺谷		潮村 2	潮村・潮
	粕渕	粕渕		温泉	長藤・曲利
	稻荷町	粕渕		郷下	都賀行・郷下
	京覧原	京覧原		黒川	都賀行・郷上
	高畠下	高畠		高橋	都賀行・高梨
	高畠 2	高畠		原	長藤・原
	下乙原	上川戸・下乙原		都賀西	都賀西
	本郷	上川戸・本郷		下本郷	都賀本郷
	明塚	明塚		上野大下	上野・大下
	熊見	熊見		郷上	都賀行・郷上
	西の原	九日市・西の原		郷上 1	都賀行・郷上
	九日市	九日市		郷上 2	都賀行・郷上
	栗原	吾郷・栗原		山根 1	都賀行・山根
	乙原 1	乙原		魚切谷 1	長藤・魚切谷
	乙原 2	乙原		都賀西	都賀西
	市井原	港・市井原		都賀本郷	都賀本郷
	竹 1	乙原・竹			
	高畠中	高畠			
	郷口 II	久保・郷口			
	別府	別府			
	郷口	久保・郷口			
	乙原 3	乙原			
	共栄 1	粕渕・共栄			
	共栄 2	粕渕・共栄			
	石原 1	石原			
	坂根 1	千原・坂根			
	連水 1	酒谷・連水			
	連水 2	酒谷・連水			
	上川戸 1	片山・上川戸			
人工斜面	石原	石原・石原	人工斜面	曲利 1	潮・曲利
				高梨 1	都賀行・高梨
31箇所			19箇所		

〈法指定箇所〉

	地区名	指定年月日	告示番号	追加指定年月日	告示番号	指定面積(a)
旧邑智	柏渕	S58. 11. 18	1174			5.200
	稻荷町	S62. 4. 14	521	H15. 4. 8	374	72.700
	京覧原	S62. 4. 14	521			123.600
	高畠下(高畠)	S56. 3. 31	336	H 1. 3. 17	276	81.000
	西の原	H 2. 8. 14	819			135.200
	九日市	H10. 10. 20	806			204.300
	栗原	H18. 9. 8	881			89.000
	丸山	S55. 3. 21	247			26.500
	市井原	H21. 3. 13	167			477.400
	高畠中	S58. 11. 18	1174			2.900
	郷口Ⅱ	S62. 4. 14	521	H13. 12. 4	887	57.600
	郷口	S54. 11. 16	950			45.400
	前峰	H22. 5. 28	2191			157.500
	熊見	H22. 5. 28	2191			90.400
	松代谷	H22. 11. 9	2238			537.000
	柏渕	H17. 10. 7	1071			15.300
計		16か所				2,121.000
旧大和	郷下	S61. 2. 18	176	H 1. 3. 31	442	193.300
	都賀行(黒川)	H15. 6. 27	576			232.000
	高梨	S46. 9. 7	825	S62. 11. 10	1064	140.500
	下本郷	S63. 3. 31	456			105.500
	都賀本郷	S45. 7. 28	567			59.000
	上野大下	S58. 11. 18	1174			73.100
	上野	H25. 10. 18	691			154.800
	上野Ⅱ	H26. 10. 10	577			170.900
	比之宮	H25. 4. 12	268			278.500
	村之郷	R 1. 6. 4	55			132.500
	計	10箇所				1,540.100

7-9 ため池

美郷町

番号	ため池番号	ため池の名称	所在地	代表者氏名	満水面積	受益面積	貯水量	備考
1	1	平井ため池	乙原	天津卓満	0.04	0.50	0.30	
2	2	池本ため池	築瀬	松浦好夫	0.05	0.07	0.12	廃止
3	3	早弓ため池	築瀬	早弓広	0.02	0.50	0.23	休止
4	6	安田ため池	奥山	安田孝作	0.15	0.60	0.35	
5	7	沢田ため池	亀村	澤田繁	0.15	3.00	0.26	
6	8	南谷ため池	浜原	原克美	0.03	0.30	0.95	
7	9	奥野ため池	九日市	吉川清春	0.20	0.50	0.40	廃止
8	10	渡辺ため池	九日市	渡辺和男	0.10	0.40	0.40	廃止
9	11	山下ため池	酒谷	山下学	0.02	0.30	0.15	
10	12	丸本ため池	別府	丸本正久	0.12	0.80	0.22	休止
11	13	惣森ため池	惣森	倉橋百合子	0.01	0.30	0.01	
12	14	倉橋ため池	惣森	倉橋市蔵	0.04	0.20	0.25	
13	15	渡辺ため池	京覧原	渡利武人	0.01	0.35	0.17	廃止
14	16	中田ため池	内田	中田房雄	0.01	0.07	0.20	廃止
15	17	中村ため池	酒谷	中村一長	0.15	0.02	0.30	
16	18	本田ため池	酒谷	梅田信雄	0.15	2.00	0.28	
17	19	福間ため池	酒谷	福間勲二	0.20	1.30	0.63	
18	20	南谷ため池②	浜原	原克美	0.07	0.30	1.20	
19	21	石田ため池①	奥山	石田清日	0.02	0.80	0.08	
20	22	石田ため池②	奥山	石田清日	0.15	0.80	0.40	
21	23	石田ため池③	奥山	石田清日	0.02	0.80	0.08	
22	24	山下ため池①	奥山	山下博之	0.05	0.30	0.19	
23	25	山下ため池②	奥山	山下博之	0.10	0.30	0.50	
24	26	樋ヶため池	小松地	樋ヶ英人	0.15	5.00	0.25	
25	27	神田ため池	九日市	柚木武	0.02	0.30	0.20	
26	28	石田久ため池	奥山	石田久友	0.02	0.20	0.08	
27	29	山城ため池	奥山	山城勇	0.03	0.60	0.10	休止
28	30	神田守ため池	栗原	神田守	0.04	0.40	0.08	休止
29	31	古川ため池	別府	古川勇	0.03	0.60	0.06	休止
30	32	石田軍ため池①	築瀬	石田軍平	0.01	0.30	0.02	
31	33	石田軍ため池②	築瀬	石田軍平	0.01	0.30	0.02	
32	34	丸本ため池②	別府	丸本正久	0.10	0.80	0.15	
33	35	比敷ため池	比敷	小田政文	0.13	2.90	2.44	
34	36	槇の前ため池	小松地	大谷三登	0.06	1.30	0.70	
				計	2.402	27.21	11.77	

8 緊急輸送に関する資料

8-1 場外離着陸場 (臨時ヘリポート予定地)

番号	発着予定地	所在地	面積 (m ²)	電話番号
1	邑智中学校	大字粕渕117	20,056	0855(75)0132
2	美郷町防災公園	大字久保22-3	10,897	0855(75)1211
3	吾郷町民広場	大字築瀬178	5,216	0855(75)1217
4	邑智小学校	大字粕渕93	4,000	0855(75)0024
5	ふれあい広場	大字久保222-1	12,000	0855(75)1217
6	沢谷町民広場	大字九日市118	3,623	0855(75)1217
7	浜原町民広場	大字浜原123	3,445	0855(75)1217
8	君谷町民広場	大字京覧原278	4,198	0855(75)1217
9	小松地町民広場	大字惣森495-7	4,935	0855(75)1217
10	大和中学校	大字長藤172-1	11,291	0855(82)2042
11	比之宮町民広場	大字宮内585	5,192	0855(75)1217
12	都賀行町民広場	大字都賀行120-1	2,696	0855(75)1217
13	美郷町民グラウンド	大字都賀西48-1	9,500	0855(75)1217

8-2 町有車両

(平成31年4月1日現在)

用途(合計台数)	管理課名	台数	備考
大型特殊(4)	建設課	4	除雪車
普通乗合(12)	総務課	1	29人乗り
		1	25人乗り(大和事務所保管)
	企画推進課	1	29人乗り(柏渕竹線)
		1	15人乗り(柏渕竹線)
	教育委員会	2	45人乗り
		1	45人乗り
		2	29人乗り
		3	15人乗り
普通乗用(10)	総務課	1	町長車
		1	議長優先車
		1	10人乗り
		1	
		1	10人乗り(ユートピア送迎)※
	住民課	1	
	企画推進課	1	10人乗り(有償輸送別府)※
	美郷暮らし推進課	1	
	大和事務所	1	
	教育委員会	1	
普通貨物(3)	建設課	1	下水処理場(ユニック)
	企画推進課	2	カヌーの里(カヌー運搬車)貸与
小型乗用(16)	総務課	1	
	美郷暮らし推進課	1	
	住民課	2	
	健康福祉課	3	
		1	大和診療所
	産業振興課	2	
	建設課	1	
	大和事務所	1	
	教育委員会	1	
		2	A L T使用
		1	ICT支援員
小型特種(2)	住民課	1	靈柩車※
	教育委員会	1	給食センター

小型貨物(3)	建設課	1	2tダンプ
	教育委員会	1	給食センター
		1	カヌーの里 ※
軽乗(20)	総務課	1	
	企画財政課	1	
	住民課	3	
		2	隣保館
	健康福祉課	4	
	産業振興課	2	
	建設課	1	
	大和事務所	1	
軽貨物(8)	教育委員会	4	交流センター
	住民課	1	軽トラ
		1	箱バン
	建設課	3	箱バン
		1	軽ダンプ
	大和事務所	1	軽トラ
	教育委員会	1	給食センター
消防団本部車(1)	総務課	1	消防指揮車
消防団女性分団車(1)		1	消防広報車
消防車(2)		2	消防ポンプ車
積載車(24)		24	消防ポンプ積載車

※指定管理者等への貸与車両

8-3 町内の運送業者

一般貨物旅客自動車運送業者（特別積合せ貨物運送業）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(有)福間商店	美郷町九日市23-3	0855-76-0428

一般貸切旅客自動車運送業者

名 称	所 在 地	電 話 番 号
おおちハイヤー	美郷町久保156	0855-75-0046
駅チヨンタクシー(有)	美郷町粕渕417-8	0855-75-1234
大和観光(株)	美郷町都賀本郷125	0855-82-2252

8-4 救援物資の集積場所

番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	みさと館	美郷町粕渕168	(代)0855-75-1211
2	邑智小学校体育館	美郷町粕渕93	0855-75-0024
3	邑智中学校体育館	美郷町粕渕117	0855-75-0055
4	大和中学校体育館	美郷町長藤195	0855-82-2042
5	大和小学校体育館	美郷町都賀西311-4	0855-82-2009
6	美郷町防災センター	美郷町久保22-3	0855-75-1211

8-5 仮設住宅建設候補地

番号	名 称	所 在 地	面 積 m ²	想定建設数 (単身用)
1	美郷町防災公園	美郷町久保22-3	16,000	180棟
2	吾郷体育館広場	美郷町築瀬178	3,600	80棟
3	沢谷体育館広場	美郷町九日市119	4,200	56棟
4	浜原隣保館広場	美郷町浜原122	3,500	56棟
5	君谷体育館広場	美郷町京覧原277	4,300	60棟
6	旧宮内小学校校庭	美郷町宮内705-3他	5,500	66棟
7	旧小松地小学校校庭	美郷町惣森495-7	4,900	60棟
8	旧都賀行小学校校庭	美郷町都賀行120-1	6,600	60棟

9 食料・生活必需品に関する資料

9-1 食料の調達先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
J AしまねAコープ邑智	柏渕80-2	75-0037
J Aしまねだいわ店舗	上野72-1	82-8072
美郷町商工会	柏渕400-7	75-0805
みさと市	柏渕92-13	75-1006

9-2 物資の調達先

調達可能品目	名 称	所 在 地	電 話 番 号
呉服・服地小売業	ゑにし屋	柏渕245-1	75-0645
寝具小売業	小川ふとん店	柏渕229-1	75-0680
乳幼児服製造業	(有)岡ソーイング	高畠218-1	75-1382
	樋ヶ縫製	小松地133	75-1744
各種食料品	龍岩商店	浜原409	75-0124
	(有)邑智興産	浜原287-1	75-1801
	保名商店	吾郷285-1	75-1327
	花田商店	石原271	75-0303
	大利商店	潮村293-2	82-2260
	ストアーミなと	都賀行104-4	82-2058
	三上商店	上野10	82-2021
	三次屋商店	都賀西303	82-2013
	合同会社だいわもんど	長藤248-2	82-2812
その他の食料・飲料卸売業	大和商店会	都賀本郷34-14	82-2132
その他のパン・菓子製造業	寿恵久仁屋	柏渕178-1	75-1377
	富士屋本舗	浜原385-3	75-0137
生菓子製造業	松島甘源堂	都賀本郷33	82-2032
有機質肥料製造業	山興緑化(株)	柏渕688	75-1588
革製履物製造業	島根スパイヤー(株)	浜原75	75-0228
酒小売店	田中商店	別府157	75-1603
コンクリート製品製造業	ナガ・ツキ	久保4	75-0217
自転車・同部分品製造業	道下製作所	九日市290-2	76-0164
縫製機械製造業	オカソーイング	高畠218-1	75-1382
自動車部品加工業	(有)千原電子産業	石原141	76-0041
電気機械器具小売業	吉川電器店	柏渕252-13	75-0125
	(有)清水電器	柏渕325	75-0626
	エディオン美郷店	都賀西314	82-2183

	E&Uイワタ	都賀西289-1	82-2652
靴小売業	佐竹商店	粕渕367-1	75-0065
スポーツ用品小売業	宮岡商店	粕渕263	75-0008
花・植木小売業	三上花店	粕渕246-1	75-1029
建具小売業	百畠建具店	粕渕246-2	75-0591
米穀類小売業	品川米穀店	浜原421-1	75-1052
写真現像・焼付業	フォトプラザオオタ	粕渕252-15	75-1074
新聞小売業	玉中新聞店	粕渕375-5	75-1038
	福田新聞店	粕渕357-3	75-0175
	梅本新聞店	内田347	77-0272
	池永新聞店	浜原413-2	75-1882
	山本新聞店		
他に分類されない広告業	竹林新聞店	都賀本郷298-5	82-2020
ガソリンスタンド	河村石油店	粕渕425-3	75-1365
	ジャパン・エナジー(有)	粕渕372	75-0208
	梅原石油店	石原266	75-0350
	大畠商店	都賀本郷243	82-2289
	宮内給油所	上野72-1	82-2279
燃料小売業 (ガソリンスタンドを除く。)	邑智プロパン(有)	浜原389-1	75-1058
	山陰酸素工業(株)邑智営業所	粕渕240	75-0019
	沖野商店	乙原423-6	75-0820
自動車小売業	高橋栄輪商会	都賀本郷29-10	82-2033
	竹下モータース	都賀本郷447-2	82-2608
	カーガレージ坂田	長藤280-1	82-2950
	中村自動車(有)整備工場	浜原371	75-0130
	飯塚モーター	浜原8-3	75-0242
製茶業	浜原茶業組合	滝原	
	(有)山崎教具店	別府106-7	75-1431
	(有)ワインズ フジ	千原85-1	76-0456
刺しゅう業	太田縫製	吾郷258-2	75-1570
その他の陶磁器同関連製品製造業	石見鴨山焼	湯抱341	75-0758
	陶芸工房くじら	上野143	
造園工事業	三上造園	都賀行687	82-3176
畳製造業	松島畳店	宮内521	82-2367
その他の製造業	大屋敏成	潮村123	82-2759

11 危険物に関する資料

11-1 危険物施設一覧表

	事業所名	設置場所	区分	類・品名	数量(L)
1	島根スパイア（1か所目）	浜原75	屋内貯蔵所	第4類・第1石油類	362
2	島根スパイア（2か所目）	浜原75	屋内貯蔵所	第4類・第1石油類	1080
				第4類・第4石油類	80
3	藤田石油店	築瀬234-2	給油取扱所	第4類・第1石油類	10,000
				第4類・第2石油類	10,000
				第4類・第3石油類	1,800
			地下タンク貯蔵所	第4類・第2石油類	24,550
			一般取扱所	第4類・第2石油類	4,000
4	株式会社 河村石油店	粕渕425-3	給油取扱所	第4類・第1石油類	12,530
				第4類・第2石油類	24,960
				第4類・第3石油類	2,000
				第4類・第4石油類	1,800
			地下タンク貯蔵所	第4類・第2石油類	9,600
5	株式会社 河村石油店	浜原310-1	屋外貯蔵所	第4類・第2石油類	5,000
				第4類・第3石油類	10,000
6	株式会社ナガ・ツキ美郷工場	浜原270-1	地下タンク貯蔵所	第4類・第3石油類	9,700
7	わかば会邑智園	小谷361	屋内貯蔵所	第4類・第2石油類	1,800
			地下タンク貯蔵所	第4類・第3石油類	10,000
8	大畠石油	都賀本郷243-7	給油取扱所	第4類・第1石油類	14,200
				第4類・第2石油類	23,800
				第4類・第4石油類	1,800
9	JA宮内給油取扱所	宮内1461-3	給油取扱所	第4類・第1石油類	6,810
				第4類・第2石油類	12,480
				第4類・第4石油類	1,800
10	中国電力株式会社 潮発電所	潮村98-1	一般取扱所	第4類・第4石油類	11,300
			屋内貯蔵所	第4類・第3石油類	3,000
				第4類・第4石油類	2,000
11	養護老人ホームまほろば大和	都賀本郷158-1	地下タンク貯蔵所	第4類・第2石油類	3,000
12	中国電力 明塙発電所	明塙135-1	一般取扱所	第4類・第4石油類	14,600
13	有機の美郷	惣森495-7	地下タンク貯蔵所	第4類・第2石油類	1,900
14	吾郷会双葉園	滝原167-1	地下タンク貯蔵所	第4類・第2石油類	5,000
15	有限会社ジャパンエナジー	粕渕372	給油取扱所	第4類・第1石油類	10,695
				第4類・第2石油類	19,800
				第4類・第3石油類	1,000
				第4類・第4石油類	1,400
16	梅原石油店	石原250-5	給油取扱所	第4類・第1石油類	13,935
				第4類・第2石油類	15,360
				第4類・第4石油類	1,800

④ 11-1 危険物施設一覧表

11-2 液化石油ガス施設

名 称	設置場所	種 別	最大貯蔵数量 (kg)
ハートランド双葉園	長藤750-1	LPG	400
まほろば福祉センター	都賀本郷163	LPG (バルク)	974
大和小学校	都賀西313-1	LPG (バルク)	980
養護老人ホームまほろば大和	都賀本郷158-1外	LPG (バルク)	974
大和小学校	都賀西313-1	LPG (バルク)	974
美郷町学校給食センター	都賀行120-1	LPG (バルク)	974

補助簿

名 称	設置場所	品 名	最大貯蔵数量 (kg)
わかば会邑智園	小谷	LPG	500
J Aしまね島根おおち支部	柏渕80-2	LPG	300
老人ホーム双葉園	滝原167-1	LPG	400
ゴールデンユートピア研修食堂 レストランみさと	柏渕57-1	LPG	900
公社賃貸住宅 高畠ハイツ	高畠160-2	LPG	400
グランヴァレ賃貸住宅	柏渕308	LPG	300
浜原茶業組合	滝原141-3	LPG	400
コインランドリーミッキー	浜原449-2	LPG	400
町営住宅 小門原団地 A棟	浜原47-3	LPG	300
町営住宅 小門原団地 B棟	浜原47-3	LPG	300
町営住宅 小門原団地 C棟	浜原47-3	LPG	300
町営住宅 小門原団地 D棟	浜原47-3	LPG	300
ゴールデンユートピアおおち	柏渕57-1	LPG (バルク)	980
町営住宅 本町団地	柏渕357-1	LPG	400

13-2 既往火災記録

(旧邑智町地域防災計画より)

年次	火災発生件数			焼失面積		被災世帯数	死者	負傷者	損害額(千円)		
	建物	山林	計	建物 m ²	山林 a				建物	山林	計
昭 38	2		2	83		3			1,546		1,546
39	3		3	80					505		505
40	7	2	9	371	1,600	7	2	1	2,096	35	2,131
41	2	1	3	83	100	2		1	490		490
42	2	4	6	274	29	2			4,868	1,675	6,543
43	3	2	5	291	102	2			2,450	253	2,703
44	4	1	5	466	40				2,630	30	2,660
45	4	2	6	410	343	2			658	66	724
46	4	2	6	1,760	127	1			645	34	679
47	2		2	17					131		131
48	3	6	9	220	29	2		1	4,386	56	4,442
49	3	4	7	207	187	2		2	3,129	107	3,236
50	2	3	5	236	102	2		2	8,574	20	8,594
51	1	3	4	100	58	1			1,885	33	1,918
52	1	2	3	40	14	1			578		578
53	7	5	12	487	72	5		2	7,296	97	7,393
54	1	8	9		74					62	62
55	9		9	790		5			16,155		16,155
56	3		3	205		1			6,271		6,271
57	2	4	6	19	144				334		334
58	5		5	619		4			14,844		14,844
59	5	3	8	473	77	4	2		16,674	15	16,689
60	2	1	3	572					208,728		208,728
61	3	5	8	422	488,300	2		2	6,487	33,125	39,612
62	3	2	5	215	200	3			8,899		8,899
63	5	1	6	490	100	3			18,439		18,439
元年	1	2	3	167	4,020	1			519	10	529
2	1	2	3		500		1				
3	4	3	7	226	18	2	1	1	4,927		4,927
4	3	2	5	279	12	2		1	11,192		11,192
5	2		2	106		1	1		1,262		1,262
6	4	3	7	506	1	5		1	9,969		9,969
7	3	2	5	51	23	2		1	527	50	577
8	2		2	249		5			8,339		8,339
9	2		2						239		239
10	5	1	6	263	1	2	1		13,545		13,545
11	2	2	4	416	3	1	1		7,681		7,681
12		3	3		7					38	38
13	2	3	5	366	1,500	1			21,051		21,051
14		2	2		4						0
15	1	2	3		11					10	10

13-3 昭和38年豪雪時積雪状況

(旧邑智町地域防災計画より／単位：cm)

月	日	別	府	柏	渕	九	日	市	酒	谷	備	考
1	1			5 cm		3 cm		11cm		18cm		
	2			15		10		22		57		
	4			19		11		23		59		
	6			35		15		40		65		
	8			45		20		45		95		
	10			53		19		51		100		
	12			60		23		56		150		
	14			100		50		110		185		
	16			160		130		130		236		
	18			155		150		115		255		
	20			100		85		100		232		
	22			125		93		110		225		
	24			150		130		143		278		
	26			162		147		153		298		
	28			160		150		129		296		
	30			113		110		133		291		
2	1			138		132		143		313		
	2			160		152		145		311		
	4			157		141		148		324		
	6			159		150		141		317		
	8			152		144		136		305		
	10			133		107		128		277		
	12			128		107		125		282		
	14			132		122		136		309		
	16			123		105		118		275		
	18			115		102		118		253		
	20			120		97		115		246		
	22			113		93		107		231		
	24			107		84		87		214		
	26			100		77		76		207		
	28			112		93		87		225		
3	1			98		78		83		217		
	2			89		72		70		190		
	4			79		62		62		167		
	6			75		51		49		160		

13-4 過去の洪水予報の記録（江の川）

(平成20年度江の川（下流）水防連絡会資料より)

	洪 水 予 報	雨量記録 (総雨量) (時間最大)	出水記録 (最高水位)
H5. 6. 28～6. 30 (梅雨前線降雨)	雨量、水位情報交換	川本観測所 121mm 19mm/h	川平水位観測所 5.65m (30日 6時)
H5. 7. 2～7. 3 (梅雨前線降雨)	雨量、水位情報交換	川本観測所 91mm 22mm/h	川平水位観測所 7.62m (3日 7時)
H5. 7. 27～7. 29 (台風5号による降 雨)	雨量、水位情報交換 洪水予報第1号～2号 雨量、水位情報交換 洪水予報第1号～4号	川本観測所 105mm 12mm/h 吉田観測所 283mm 22mm/h	川平水位観測所 9.38m (28日22時10分)
H5. 8. 16～8. 18 (低気圧通過による 降雨)	雨量、水位情報交換	川本観測所 82mm 13mm/h	川平水位観測所 7.29m (18日 2時)
H5. 9. 2～9. 5 (台風13号による降 雨)	雨量、水位情報交換	川本観測所 160mm 41mm/h	川平水位観測所 8.02m (4日 12時)
H7. 7. 2～7. 4 (梅雨前線降雨)	雨量、水位情報交換 洪水予報第1号～7号	川本観測所 160mm 20mm/h 庄原観測所 318mm 22mm/h	川平水位観測所 11.21m (3日 16時)
H9. 8. 4～8. 6 (梅雨前線降雨)	雨量、水位情報交換 洪水予報第1号～6号	川本観測所 106mm 21mm/h	川平水位観測所 9.38m (5日 22時)
H10. 10. 16～10. 18 (台風10号による降 雨)	雨量、水位情報交換 洪水予報第1号～5号	川本観測所 148mm 44mm/h	川平水位観測所 10.37m (18日9時25分)
H11. 6. 29～6. 30 (梅雨前線降雨)	雨量、水位情報交換 洪水予報第1号～4号	川本観測所 164mm 29mm/h	川平水位観測所 11.62m (30日3時35分)
H13. 6. 19～6. 20 (梅雨前線降雨)	雨量、水位情報交換	川本観測所 114mm 20mm/h	川平水位観測所 7.81m (20日6時00分)
H13. 6. 23～6. 24 (梅雨前線降雨)	雨量、水位情報交換	川本観測所 84mm 14mm/h	川平水位観測所 6.96m (24日15時00分)
H15. 7. 13～7. 14 (梅雨前線降雨)	洪水予報第1号, 2号	出羽雨量観測所 57mm 12mm/h	川本水位観測所 6.46m (14日2時00分)
H16. 10. 19～10. 21 (台風23号による降 雨)	洪水予報第1号～3号	川本観測所 135mm 8mm/h	都賀水位観測所 5.99m (20日20時10分)

④ 13-4 過去の洪水予報の記録（江の川）

H17. 9. 7～9. 8 (梅雨前線降雨)	洪水予報第1号, 2号	川本観測所 61mm 10mm/h	川本水位観測所 6.14m (7日9時50分)
H18. 7. 17～7. 19 (梅雨前線降雨)	洪水予報第1号～6号	川本観測所 337mm 41mm/h	都賀水位観測所 8.01m (19日8時50分)
H18. 9. 16～9. 17 (台風13号による降雨)	洪水予報第1号～5号	川本観測所 84mm 14mm/h	川平水位観測所 6.96m (24日15時00分)

川平水位観測所水防団待機水位	:	6.30m	都賀水位観測所水防団待機水位	:	4.40m
〃 はん濫注意水位	:	8.40m	〃 はん濫注意水位	:	5.40m
〃 はん濫危険水位	:	9.80m	〃 はん濫危険水位	:	8.10m
谷住郷水位観測所水防団待機水位	:	5.60m	大津水位観測所水防団待機水位	:	4.20m
〃 はん濫注意水位	:	7.70m	〃 はん濫注意水位	:	5.20m
〃 はん濫危険水位	:	10.20m	〃 はん濫危険水位	:	9.70m
川本水位観測所水防団待機水位	:	5.00m			
〃 はん濫注意水位	:	6.00m			
〃 はん濫危険水位	:	9.40m			

14 各種様式

14-1 被害状況報告関係

災害発生即報

災害名		市町村名		
発信者		発信日時	年月日 時現在	
1 災害の状況	発信日時	月 日 時 分		
	発生場所又は地区			
	原因及び内容			
2 災害に対してとられた措置	災害対策本部等の設置状況	災害対策本部設置		
		水防本部設置		
	避難の勧告・指示等の状況	対象地区		
		勧告・指示の時刻	月 日 時 分	月 日 時 分
		避難場所		
		所帯人員		
		その他他の状況		
	消防機関の出勤状況	区分		
		出動の時期		
		出動の人員		
応急措置の概要				
救助活動の概要				
その他				
3 応援要求	他の機関に行った応援要求の概要			
	県に対する要請			

被 害 の 概 要

区 分		累 計	この報告の被害	備考 (被害の特記事項を記入)
人 的 被 害	死 者	1	人	
	行 方 不 明	2	人	
	負 傷 者	重 傷	3	人
		軽 傷	4	人
		計	5	人
住 家	全 壊	6	棟	
	・ 流 失	7	世帯	
		8	人	
	半 壊	9	棟	
		10	世帯	
		11	人	
	全 燃	12	棟	
		13	世帯	
		14	人	
	半 燃	15	棟	
		16	世帯	
		17	人	
	一 部 損 壊	18	棟	
		19	世帯	
		20	人	
	床 上 浸 水	21	棟	
		22	世帯	
		23	人	
	床 下 浸 水	24	棟	
		25	世帯	
		26	人	
非 住 家	官公署・学校・病院などの公共施設	27	棟	
	そ の 他	28	棟	
田 畠 被 害	田 流 失	29	ha	
	冠 水	30	ha	
	田 流 失	31	ha	
	冠 水	32	ha	
そ の 他 の 被 害	道 路 損 壊	33	カ所	
	橋 梁 流 失	34	カ所	
	堤 防 決 壊	35	カ所	
	溜 池 ・ 水 路 の 決 壊	36	カ所	
	山 ・ 崖 く ズ れ	37	カ所	
	船 沈	38	隻	
	船 流	39	隻	
	被 破	40	隻	
		41		
	ろ ・ か い 等 に よ る 所	42	隻	
	鉄 道 不 通 箇 所	43	カ所	
	通 信 被 害	44	回線	
被 害	停 電 世 帯	45	世帯	
	水 道 障 害	46	カ所	
	有 線 放 送	47	世帯	
	廃 物 处 理 施 設	48	カ所	
		49		
	被 害 推 定 額	50	万円	

※例 ○人的被害=氏名・住所・年令等 ○公共建物=施設の名称・被害の程度

○道路・橋=路線名・橋梁名等

(注) この即報は、災害の発生の都度、電話で報告のこと。

[特に災害に対して何らかの措置を執ったとき、又は、人的被害、住家被害、その他住民の生活に支障をきたすような被害が発生した場合は、昼夜の別を問わず報告すること。]

被 害 状 況 速 報

市町村			区 分			被 害	
災害名 ・ 報告番号		災害名 第 報 (月 日 時現在)		その他の被害	田	流失・埋没	ha
					冠水	ha	
報告者名					畑	流失・埋没	ha
					冠水	ha	
区 分			被 害				
人 的 被 害	死 者	人					
	行方不明者	人					
	負傷者	重 傷	人				
		軽 傷	人				
住 家 被 害	全 壊		棟				
			世帯				
			人				
	半 壊		棟				
			世帯				
			人				
	一部破損		棟				
			世帯				
			人				
	床上浸水		棟				
			世帯				
			人				
床下浸水		棟		り 災 世 帯 数	世 帯		
		世帯		り 災 者 数	人		
		人		建 物 件			
非 住 家	公共建物	棟		火災発生	危険物 件		
	その他	棟			そ の 他 件		

区分		被 害	災等 害の 対設 策備 本状 部況	都道府県 市 町 村			
公立文教施設	千円						
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
その他	農 業 被 害	千円					
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
	そ の 他	千円			消防職員出動延人数	人	
被 害 総 額		千円			消防団員出動延人数	人	
備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none">・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況・避難の勧告・指示の状況・避難所の設置状況・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況・自衛隊の派遣要請、出動状況						

※被害額は省略することができるものとする。

14-2 自衛隊派遣要請関係

災害派遣要請依頼書

島根県知事あて

第 号
令和 年 月 日
美郷町長

自衛隊の災害派遣要請依頼について

このことについて、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

- (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
- (2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣を希望する区域
- (2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

- (1) 連絡場所及び連絡責任者

5 要請日時 令和 年 月 日 時 分

災害派遣撤収要請依頼書

島根県知事あて

第
令和 年 月 日
号
美郷町長

自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について

のことについて、下記のとおり、撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請を依頼する事由

2 任務完了（予定）日時
令和 年 月 日 時 分

3 撤収要請日時
令和 年 月 日 時 分

4 その他必要な事項

14-3 防災ヘリコプター要請関係

島根県防災ヘリコプター緊急運航要請書

No. 1

1 要請機関名	(発信者)				
2 災害の種別	(1) 災害 (2) 事故 (3) 火災 (4) 急患 (5) その他				
3 要請内容	(1) 偵察 (2) 広報 (3) 傷病者搬送 (4) 空中消火 (5) 救助 (6) 輸送 (品名数量) (7) その他				
4 発生場所	市・町・村 地内 (目標) (離着陸場所)				
5 発生日時	令和 年 月 日 (曜日) 時 分頃				
6 災害の概要					
7 必要機材等					
8 気象状況	天候 視界	風向 m	風速 m	m/s	気温 °C 警報及び注意報
9 現場指揮者	所属 職 氏名				
10 現場との連絡手段	無線種別 携帯TEL				
11 他の航空機の活動要請	(有・無) (機関名) (機数)				
12 その他必要な事項					
13 地図(目標)等					